平成２４年第７回美幌町議会定例会会議録

平成２４年　９月１８日　開会
平成２４年　９月２０日　閉会

平成２４年　９月１９日　第２号

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

日程第　２　一般質問
６番　松　浦　和　浩　君
９番　坂　田　美栄子　君
２番　大　江　道　男　君

日程第　３　諮問第　２号　人権擁護委員候補者の推薦について

日程第　４　議案第４８号　美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について

日程第　５　議案第４９号　平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第６号）について

日程第　６　議案第５０号　平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第　７　議案第５１号　平成２４年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○出席議員

１番　新　鞍　峯　雄　君　　２番　大　江　道　男　君
３番　早　瀬　仁　志　君　　５番　中　嶋　すみ江　君
６番　松　浦　和　浩　君　　７番　上　杉　晃　央　君
８番　岡　本　美代子　君　副議長　９番　坂　田　美栄子　君
１０番　宗　像　密　琇　君　　１１番　大　原　　昇　君
１２番　吉　住　博　幸　君　　１３番　橋　本　博　之　君
議　長１４番　古　舘　繁　夫　君

○欠席議員

○地方自治法第１２１条の規定による出席説明者

美　幌　町　長　土　谷　耕　治　君　　教育委員会委員長　沖　田　　滋　君
監　査　委　員　髙　木　　清　君

○地方自治法第１２１条の規定による出席受任説明者

副　町　長　染　谷　　良　君　　総務部長　平　井　雄　二　君
民生部長　馬　場　博　美　君　　経済部長　高　木　恵　一　君
建設水道部長　磯　野　憲　二　君　　病院事務長　大　村　英　則　君
会計管理者　鈴　木　元　春　君　　総務主幹　高　崎　利　明　君
電算主幹　植　木　恒　則　君　　住民活動主幹　丸　山　俊　夫　君
財務主幹　矢　萩　　浩　君　　政策主幹　武　田　孝　司　君
契約財産主幹　村　田　純　一　君　　税務主幹　大　平　幸　雄　君
環境生活主幹　谷　川　明　弘　君　　児童支援主幹　佐　藤　和　恵　君
福祉主幹　井　上　和　俊　君　　健康推進主幹　立　花　八寿子　君
農政主幹　但　馬　憲　司　君　　公社主幹　広　島　　学　君
耕地林務主幹　伊　成　博　次　君　　商工観光主幹　小　室　秀　隆　君

建設主幹	門別孝志君	建築主幹	佐藤　修君
水道主幹	澤畠雅俊君	病院総務主幹	橋本美典君
事務連絡室次長	篠永幸男君	教育長	平野浩司君
教育部長	佐藤庄一君	学校教育主幹	藤原豪二君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	小西　守君
文化ホール調整主幹	石坂　聡君	スポーツ振興主幹	田村圭一君
農委事務局長	岩田憲次君	選管事務局長 監査委員室長	嶋田秀行君

○議会事務局出席者

事務局長	浅野俊伸君	次長	荒井紀光子君
議事係長	水上修一君	庶務係長	那須清二君

午前１０時００分　開議

◎開議宣告

○議長（古舘繁夫君）　おはようございます。

ただいまの出席議員は１３名であります。定足数に達しておりますので、これから平成２４年第７回美幌町議会定例会第２日目の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（古舘繁夫君）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、６番松浦和浩さん、７番上杉晃央さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（古舘繁夫君）　諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、事務局長から報告させます。

○事務局長（浅野俊伸君）　諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条の規定に基づく出席説明員につきましては、第１日目と同様でありますので、御了承願います。

なお、沖田教育委員会委員長、本日午後以降欠席の旨、届け出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第２　一般質問

○議長（古舘繁夫君）　日程第２　一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）〔登壇〕　さきに通告してます、一般質問に入ります。

私は、今回広く農政についてということの一般質問をいたしたいと思います。

私は、かね日ごろより、美幌町の経済基盤をどのように向上させるか、雇用対策をどうするか、そして美幌町の税収も含めて、美幌町が経済力豊かな町を維持するために何をすべきかということの中で、私は農政については、非常に関心のある政策と思っております。

その中で、今回その基盤整備のために必要である２点について質問をいたします。

まず１点目、農業基盤整備の一つである堆肥の確保についてであります。

道営土地改良事業として、経営体育成基盤整備事業及び畑地帯総合土地改良事業が進められていますが、その中に、地力を増進させることを目的として行われる土壌改良において、その資材として堆肥も利用されます。

近年、美幌町においては、畜産農家の減少により、町内での堆肥の確保が十分な状況となっていないと思われます。農作物は、地域ごとに成長の度合いが異なり、その地域ごとに土づくりが重要な課題と判断します。

よって、美幌町として堆肥の確保策が急務と思われますので、町長の考えをお聞かせ願いたい。

また、大型堆肥場の設置や、その事業の新規事業先への支援策も必要と思われますが、町長の考えをお聞かせ願いたい。

続きまして、関連質問としまして、畜産支援策として、飼料の高騰対策について。

近年、畜産事業者が減少している傾向にありますが、その大きな要因としては、飼料、えさ価格の高どまりが経営を圧迫していると思われます。

ことしに入り、北米大陸などでは大干ばつの状況であり、穀物等の価格が史上最高値を迎える見通しとの推測も発表となりました。

飼料については、牧草サイレージや穀物等からつくった配合飼料を利用しておりますが、特に主力であります配合飼料は、輸入の

比率が高い状況となっており、高騰への影響は、甚大なものが予想されます。

畜産支援策として、飼料の高騰対策が急務であると思われますので、美幌町としての対策や、管内市町村との連携対策など、町長の考えをお聞かせ願いたい。

以上、農政についてであります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　松浦議員の御質問に、お答えを申し上げたいと思います。

農政についてということであります。

農業基盤整備である堆肥の確保についてでありますが、健康な土づくりは、生産性の高い安定した農業経営の基本であると認識しているところであり、第４次美幌町農業振興計画におきましても、土づくりの推進は土壌診断に基づく適正施肥、堆肥などの有機質の投入、輪作体系の確立に向けた緑肥作物の導入を推進することとしているところであります。

町内における堆肥の確保状況ですが、畜産農家の減少や、高齢化による労働力不足により年々減少し、町内で必要とする堆肥が不足している状況にあることから、ＪＡにおきましては、優良堆肥のあっせん事業に取り組み、必要な堆肥の確保に努めているところであります。

今後におけます堆肥の確保は、町内ですべて賄うことは難しいものと考えており、これまでにも一部行われております、畜産農家と畑作専業農家の連携強化はもとより、ＪＡによるあっせん事業の推進により確保されていくものと考えております。

また、大型堆肥場の設置や、その事業の新規事業先への支援策についてですが、その必要性や役割など、関係団体と協議をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、畜産支援策として、飼料の高騰対策についてでありますが、家畜用配合飼料は、原料の多くを海外からの輸入に依存しており、飼料穀物の国際相場や為替レートの動向などにより、配合飼料価格に反映されております。

本年６月以降、米国の深刻な干ばつによる大幅な収穫減が見込まれ、今後の穀物価格の高騰により、配合飼料価格が大幅値上げとなることが予想されております。

畜産経営における飼料費は、経営費全体に占める割合が高いと考えられ、配合飼料価格の高騰が経営に深刻な影響を与えるものと認識しているところであります。

国では、配合飼料の上昇に対し、配合飼料価格安定制度を設け、補てん金を畜産農家に交付することにより、畜産経営の影響を緩和しております。

配合飼料価格安定制度には、配合飼料価格が直前１カ年の平均を上回った場合に、生産者と飼料メーカーが積み立てた基金から補てんする通常補てんと、輸入原料価格が直前１カ年の平均と比べ、１１５％を超えた場合に、国と飼料メーカーが積み立てた基金から補てんする異常補てんの２段階の仕組みにより補てんが行われるものとなっており、これまでの価格高騰についても補てんが実施されてきております。

このような状況の中、オホーツク圏活性化期成会としましては、飼料価格の高騰対策を喫緊の課題ととらえ、国の配合飼料価格安定制度の適正な運営を求めていくこととしております。

また、国においては、飼料自給率を平成２２年度の２５％から３８％に引き上げることを目標として、水田や耕作放棄地の有効活用による飼料生産の増加、食品残渣など、未利用資源の利用拡大の推進により、輸入原料に依存した畜産から、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進することとしていることから、本町におきましても、食品残渣などの利用について、みらい農業センターを中心に、大学機関と連携して、その可能性などについて調査研究を行うこととしておりますので、御理解をお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　１点目の質問、２点目の質問も連携した質問となっておりますので、この質問については、２個とも連携した質問という形で質問に入ります。

まず、大きく一つ目の堆肥の製造の質問でございますけれども、我が美幌町には、集落ごと、もしくは団体ごとに堆肥場等がありますけれども、私の聞き得た中では、その堆肥そのものが、要するに美幌町以外の地域から持ってくる場合もあるし、手に入らない場合もあると。その中で、完熟堆肥をつくる時期、期間等を考慮すると、やはり堆肥の安定供給が必要なのかなと。

これについては、私、町会議員になった後の農業政策の一般質問の中でも、一部触れたこともありますけれども、たまたま私の堆肥についての調査の中で、特にオホーツクと十勝圏の堆肥場の考え方が違うと。

オホーツク圏については、共同の大きい堆肥場の設置が少なく、帯広地区については、市町村ごとに、地域の堆肥場は地域でつくろうという動きの中で、特に大型堆肥場をＪＡもしくは自治体等の動きの中でやっていると。その結果、地域ごとに、地域に合った堆肥をつくろうということの中で、とある町においては、帯広管内下位だった収穫高が、共同堆肥場のおかげで、今上位に転換しているという情報もあって、そのとき、その堆肥そのものが天日干しだとか、倉庫の屋根があるだとかいう部分の研究もした結果、やり方次第では、投資が少なくてもいい堆肥ができるというような方向性の話も聞いております。

我が美幌町において、今ここ数年間、今後団体営の工事だとか、畑地総合開発も含めて、数年間地域の畑の基盤整備が見込みあると。そうなりますと、美幌町で今仮に、これから堆肥場をつくって運用したとしても、少なくとも２年で完熟のいいものができるとした場合、まだまだ今後における美幌町の基盤整備には、間に合うのではないかなというふうな考えを僕は持ちました。

なぜ美幌町に、この堆肥場をつくって、美幌町の堆肥をつくるかということの話でございますけれども、地域によって土壌の菌もしくは成分が違うと。その中で、地域にないものを持ち込む必要はないのかなと。逆に言えば、同じ作物でも、地域によって成長なり味が違うというのは、その地域の土壌の問題と天候だとかによって、同じ製品でも味、大きさが違います。そうなると、我が町は一次産業の町ということ、基幹産業であるということ。

これから、今景気が悪い中、今日本全国挙げて、６次産業化を目指している農業政策を展開されています。その中で、個々の農業の話でなく、美幌町の経済基盤を上げるために、今しっかりと生産物を守る、いいものをつくるという観念から、私は堆肥について、美幌町で再度検討に入るべきではなかろうかと思っています。

まず１点目、この美幌町で堆肥をつくる考えもしくは堆肥をつくる計画等、町長のほうで何かお持ちであれば、御答弁お願いします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　堆肥づくりは、土づくりだと思っております。農業の安定的な経営を続けるためには、やはり土づくりをしっかりしなければいけない、その中で堆肥というものが極めて重要だと思っております。

堆肥は、肥料と、あと土壌改良というような二つ目の面を持っていると思いますけれども、やはり堆肥は非常に遅効性があるということで、長い期間堆肥は非常にもつと、土にいいということであります。

それで、今のお話を聞いておりますと、一つには、畑作農家における堆肥をどうするかということと、畑総工事を含めて、土壌改良材としての堆肥をどうするかという、多分そういうお話をされたのではないかと思いますけれども、一つ目の畑作農家にとって、今約１万ヘクタール弱の面積があります。そのうち、畑作三品と言われているものにかかる面

積が、約６，５９８ヘクタールあります。したがって、この堆肥をどうするかということは、秋まき小麦の後に、例えば堆肥を入れていくということになると、全体で美幌町は３万２，０００トンぐらい必要だという推計です。あくまでも推計ですから。これのうち、では調達先どうなっているかというと、町内の畜産酪農農家からの調達が、約６割と言われております。それから、農協のあっせん事業で約１２％、残りが自己調達ということで、町外から、これは買うか、もしくは、例えば麦のとった後の麦わらを交換するだとかということで、自己調達ということが約２７％ということであります。

それで、もう一つは、畑総だとか経営体育成の中で、土壌改良材として堆肥を使うということは、これは発注はオホーツク振興局の発注で、それは設計の中で、こういったものの仕様で、それに基づいて土壌改良材を調達するということですから、それについては、それぞれの業者がその土地に合った、設計に合った堆肥を調達するということでありますので、土づくりのことは非常に重要だということはわかりますけれども、状況としては、今これからのことを含めて、大変な状況になるというのは、松浦議員のおっしゃるとおり、酪農・畜産農家が少なくなってくるということで、将来にわたって厳しい状況になるということは承知しておりますけれども、これは町だけでどうするということではなくて、やはり関係機関、団体、経済団体を含めて、ともにやっぱり考えていく問題だと思っております。

大型堆肥場というイメージも、ちょっとわいてきません。どれぐらい大きいで、どれだけのものを生産して、どれだけの農家に供給するかということも、ちょっと今お話、質問の内容ではわかりかねるので、直ちにわかりましたということにはならないと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　今の町長の答弁の中で、今の方向性についての理解は、町長も思っているのだなということが理解できました。

どのぐらいの大きさかといいましても、面積なのか、トン数なのかということになりますと、やはり２万トン級の堆肥場、要するに最低でも１万トンを超える堆肥場が、きちんとした確保が必要ではないかと思っています。

実は、この堆肥につきましては、各個々の集落なりが堆肥をつくっていますけれども、認定の堆肥場という形登録して、認定の堆肥の登録になっていれば、公共工事の堆肥としとて使えますけれども、認定になっていなければ、自前でつくる分のオーケーの範囲なのです。足りない場合は、その堆肥を公共工事には使えないというのが堆肥の認定行為になっていますので、これは四、五年前にも同じ現象が起きたのです、管内でも。

その中で、この堆肥の確保、堆肥の中身の成分等もしくは場所について、環境対策も含めてしっかりと取り組むべきという形、実は農業者のほうからも、美幌町で言えばＪＡだとか、そういうところにも相当苦言が行っていたはずだったと私も聞いています。私もそのときに、その話を聞いた一人でございます。

今回、何が問題かと言うよりは、これだけ堆肥が必要だと言う前に、やはり環境、そして地域特性を考えたときに、もう美幌町として、しっかりと農業対策の中の土づくりという部分についての政策を、私は目指すべきと考えました。

その理由の中には、そういう産業が一つでもできれば、そこに新たな雇用、新たな投資が生まれるのでなかろうかと。

我が町にも、まだまだ仕事を探している人、もしくは低収入の人、安定した職場につけない人方がまだまだおります。そういうために、私はないものは早くつくるべき、早く産業を興すべきと考えております。

これが美幌町だけでやればいいというもの

だとは、思っておりません。美幌町には、多くの森林面積がありまして、間伐材だとか、使わなくなった木材等も山ほどあります。

実は、今美幌町でもペレットボイラー、チップボイラーだとかの部分で、そういう木材も利用してますけれども、その一部の木材が、すべてが畑の堆肥には使えませんけれども、バーク堆肥だとか、そういう分の運用等も、ある程度検討に入るべきかなと私も考えてました。

ただ、たまたま数年前、足寄にお邪魔したときに、足寄でやっているペレットボイラーの工場の担当者からの話を聞いた中では、帯広地区、特に十勝方面の畜産関係に行く間伐材が多くなっていると。何で地元の間伐材が地元になくなるのと。実は、牛の育成の仕方がよくなりまして、牛の個体が一回り以上大きくなっている、肥育でも、飼育でも。そうなると、要するにおが、そういうのが使う量がふえていると。そうなると、畜産が大きくなると間伐材もそちらに消えると。当然エネルギー対策だとか、堆肥のほうに回るのも減ると。なかなかリンクしない話でございますけれども、すべてがリンクはしてませんけれども、どちらかが多くなれば、どちらかが減る。どちらかがだめになれば、何かもだめになると考えたときに、私は森林認証の町、そして環境を守る町として、再度この堆肥の推進について、美幌町として、林業の関係の方も含めた中で、土づくりの基本的な体制を一日でも早く動くべきと思っています。

この堆肥場について、私もなかなか法律の中で言う補助金だとか、支援策について詳しくまだ解明できてませんが、美幌町には、先ほど町長もおっしゃいました、１万町歩の畑のうち、休耕田なり遊休地もあると。

また、私は、美幌町にも美幌町の財産として持ち得ている不動産、要するに土地等もあるのでなかろうかと。その中で、もし一部でもこの堆肥場に利用できる場所が、提供できる、もしくは売れるとなった場合、私は早急に美幌町として、その動きに乗るべきでないか、もしくは同時に新産業を目指す企業との連携を今すぐやるべきでないかということを考えてますので、再度町長に、この分について再度もう一度御確認します。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　たくさんの質問がありましたので、抜けていたら、また御指摘をいただきたいと思いますけれども、１万トンの堆肥をつくる、その施設というのは、ちょっと想像としては非常に難しいし、その運営、その中でどういうふうにやるかというのは、ちょっと想像できにくいのですけれども、美幌町には、道営畑総で堆肥場を共同でつくろうと、堆肥を共同でつくろうという施設が、実は平成１５年、１６年に、４カ所実はできております。その中で、最大の生産量を誇っているところが、１，３００トンぐらいだと聞いておりますので、１，３００というのはかなり、端から見ても大きな施設になっていますので、これが１万トンとなると、相当大きな施設になるというようなことでありますので、これはイメージできないからだめだという話ではなくて、分散してつくるとかとか、いろいろな方法あると思いますけれども、これは極めて将来に向かっての研究課題ではないかなと思います。

それと工事、畑総だとかの農業土木で使う土壌改良材としての堆肥の苦情があるということであれば、これは先ほど言ったように、発注は東部耕地出張所ですので、我が町の畑に不適切な材が入ってくるということになると、土地自体が、せっかく土づくりをしようという中で、そういうことにならないと思いますので、具体的な形で、後ほどでいいですから、言っていただければ、我々はしっかりとそれはお伝えしていきたいと思っております。我々が発注する側でないので、ただ先ほども言ったように、農業土木自体は、設計に基づいて発注しているので、もちろん検定もやっておられると思いますので、具体的な苦情については、お話しいただければしっかりとつないでいきたいと、そんなふうに思って

おります。

また、この堆肥場を通じての雇用の問題でありますけれども、これは堆肥場にかかわらず、いろいろな産業の中で、やはり雇用の確保を目指すというのは、それはもう私どもも望むところであります。

とりわけ木材の関係で言うと、森林組合が毎年地元の学校卒業の方を定期的にとっていただいているというようなこともありますので、そういった努力はしっかりとやはり我々も現状認識として持たなければいけない。そして、新たな雇用をどう起こすかについては、これはもう農業、林業にかかわらず、すべての産業にかかわるものでありますので、そういった努力はしていきたいと思います。

それと間伐材を使ってという話ですけれども、多分一番美幌で、山から木を切ってきて、それを加工して、一番大きくやっておられるのは森林組合だと思いますけれども、以前にお話聞きますと、歩どまりはもう１００％近いということで、１本の木がいろいろな形でラミネで出したり、あるいはチップで出したり、おがで出したり、さまざまなことで無駄なく使っているということでありますから、決してリンクしてないということではなくて、地域の山をしっかり管理された山でつくって、それをしっかりと利用させていただく。大地の恵みをしっかりと利用させて、また守る育てていくということですから、これはもう地球環境にもそうですし、地域の環境にもリンクしているということで、決してリンクしてないということではないと思います。

あと、休耕田と、それから町有地あればということですけれども、町有地で今思いつくところは、ちょっと考え、その規模にもよると思いますので、ちょっとわかりませんけれども、休耕田というか、転作の中で多分一番多いのは麦だと思います。これは戸別所得補償の中で、しっかりと所得補償の対象になっているので、多分植えているので、そこに堆肥場をつくるというのは、なかなか厳しいのではないかな、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　先ほど、リンクしてないでなくて、リンクしてない部分もあるという僕の表現だったのですけれども、町長の答弁の中で、産業対策、雇用対策については、農業だけでなく、幅広い産業界ということですけれども、私はその中の、今この農業についての雇用対策ということを強調したのであって、町長の言ったことより、ピンポイントで絞った話をさせていただきます。

この堆肥、結構時間もかかるし、管理も大変となりますと、生産者の方々も共同でやっていますけれども、逆にそういう部分を農業生産のほうにきちんと時間をつけてもらい、そして堆肥については、しっかりとした産業として興すと。その部分で、農業のさらなる発展が望めると。ですから私は、この堆肥場そのものの考え方について、産業として考えるべきという考えでございますので、再度この辺について、さらなる町長のほうもしっかりと取り組んでもらいたいと思っています。

先ほど、最後に質問した、美幌町の土地だとか、使えるところについてですけれども、先ほど町長も、１万トン規模であれば相当大きいけれども、分散もできないかという意見も町長からも言われましたけれども、私も分散でもいいのかなと。そうなりますと、美幌町で使える遊休地とか、本当に汚染の関係、要するに自然災害から被害を受けないだとか、地域とのコミュニティーがとれるだとか、そういう場所の選定というのは、随時してもいいのでないかなと。逆に、僕はこういう、今景気が悪い中でございますので、これも一つの産業対策の一環として取り組んでもらいたいと思いますが、時間が来てますので、関連として、次の質問に入ります。

同じく畜産関係にまた及びますけれども、今回畜産支援策としてのえさの高騰という部分について、私がなぜ今回この質問をしようかといった背景には、えさの高騰だけでな

く、先月ですか、政府のほうでＢＳＥ対策後の牛の輸入ということで、２０カ月の牛、それを３０カ月に拡大するという動きが出されました。その中で、私も個体の輸入量の計算式がよく理解してなかったのですけれども、その中で出た話の一部で、２０カ月であれば、約その牛１頭に対する部位の２０％が輸入の範囲と。ところが、３０カ月になると、９０％の部位が輸入できることになると。当然部位によって、トン数だとか量が違いますけれども、逆に言えば、部位でいくと約４倍近くの量になると。これがトン数でいくと、ちょっと数字が出ませんけれども、そうなると、３０カ月になることによって、日本に相当の牛のいろいろな部位が入ってくるとなりますと、日本の畜産に、さらなる影響があるのでなかろうかと思いました。

逆に、それからひもといていくと、今米国では飼料の干ばつということで、畜産に回す飼料が高騰しているということの中で、畜産関係からは、今保有している牛の個体を早急に減らさなければいけない。要するに、飼料に回すお金がないので、早く牛を処分できないかという部分もあり、日本に対して３０カ月の牛の輸入を示唆したという情報もあります。

逆に、さらに言いますと、それだけアメリカ国内で飼料が上がるのでなかろうかということになってますので、日本にとって、輸入している飼料の相当数が米国からなものですから、現在、先ほど町長もお話しされました、金額が上がれば補てんがされるのでなかろうかという部分になりますけれども、農林水産省の資料等の中で、実は過去のえさの高騰の推計表があります。これは我が美幌町の農務担当のほうも、十分知り得ているという情報ということになっていますけれども、実は２００８年、一度相当高騰するということで、この対策がされました。２００８年以降、この地域に何起きたか。それまであった、美幌町の場合、養豚団地も含めた、要するに豚の飼育しているところが、今何件になったかと。ほとんど廃業と。今残っているのは、大きく竹下さんと。たった４年間で、このえさの高騰のあおりも含めて大打撃、要するに、畜産業としての風が消えたと。ですから、最低でも今ある畜産を守るべきという、私は思いました。

当然酪農の中の牛、要するに牛関係についても、現在今三十数軒残っていますけれども、そのうち３割、４割が後継者がいないのでなかろうか、もしくは、もう７０歳超えていると。残った畜産の関係も、後継者がいないところも多くあると。

何が影響かというと、やはり酪農という仕事がきつい、もしくは収益が見込めない、後継者が見つからないという複合的な部分が絡み合っています。

私は、これも含めて、先ほど言ったとおり、農業の育成と産業という部分でいきますと、これらに対して、産業という形で雇用なりを守る方策が、やはり急務でなかろうか。これは返して言えば、土対策にも行きますけれども、何を今やらないといけないかといいますと、飼料が上がる。基金があると言いましても、上がった分の前年度対比何％かしか上がらないものですから、上がった総体のお金は、そのまま飼料代金にはね返ると。

この統計でいくと、今９月前で、全体で５万８，５００円の平均ということになっていますけれども、実はもう美幌町の入ってきている飼料は、もう６万円超えているのでないかと。そうなりますと、６万円という数字は、２００８年の高騰のときと同様なぐらい高値がついていると。

それ以降、これだけ疲弊した中で、この高値になれば、今後どうなるのかという私は想定しました。そうなりますと、２００８年のときの対策より、今回我が町の畜産・農業を守る上では、国だとか飼料会社の補てんによらず、早目早目に美幌町及びこのオホーツク管内の中で、この対策を協議をする、もしくは推計についての検討に入るということを私は望んでおりますが、町長はどのように考え

でしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　農業において、雇用対策を図るべきだということで、先ほども答弁させていただいたように、農業もそうですし、その他の産業も、やはりしっかりとこの町に根づいて、そしてそれを支えるということで、雇用の確保、あるいは雇用の拡大、そして地域経済の発展につなげるということだと思います。その点については、同じような考え方だと思います。そういうことで、しっかり取り組んでいただきたいということでありますので、引き続き努力をしてきたいし、また、さまざまな御提案をいただきたいと思います。

あと遊休地を堆肥場として選定を始めるべきではないかということですけれども、冒頭答弁させていただいたように、具体的なイメージが全くわかない中で、選定ということもなりませんので、１万トンのものがどれぐらいな規模で、どれぐらいのお金かかるのかということも含めて、段階を追ってやっぱり検討していかないと、場所の選定をいきなり決めるということは、なかなか難しいのではないかなと思っております。

それから、ＢＳＥのこともありましたけれども、これはやはりしっかり国境措置をとるということで、大問題になったＢＳＥのことも含めて、やはり食料の安心・安全のために、やはり障壁はしっかり立てるべきだと。

これに加えて、やはり飼料としての肉骨粉が入っているのではないかというようなこともありましたし、また、鳥インフルエンザの問題もありますから、やっぱり守るべきときはしっかり守ると。それはもう国境措置はだれがやるかといったら、国でしかできないと思いますので、その点については、しっかりとまた地域からも声を上げていきたいと、そんなふうに思っております。

それから、今の酪農・畜産をしっかり守るべきということでありますけれども、これも今回も行政報告で報告させていただきましたけれども、美幌の酪農・畜産については、美幌峠牧場振興公社、美幌峠牧場を中心に振興策を図ってきましたけれども、三十数年たって、時代の移り変わりの中で、新たな畜産・酪農に対する振興策を、やはり峠牧場で放牧だけを今ことしからということですので、新たな振興策を我々としては考えていかなければいけないと思っているところであります。

酪農ばかり、畜産ばかりでなくて、やはり畑作農家の方もそうだと思います。非常に農作業、あるいはそういった生産にかかわる労働をするということは、極めてきついと思います。また、なかなか収益上がらない部分もあると思います。また、後継者問題もあるということでありますけれども、ただ悲観してばかりはおられないというつもりでおります。

ことし、第４次美幌町農業振興計画をつくりまして、そのときのアンケート調査を見ると、まだまだ後継者不足と言われていながら、まだまだ悲観するには早いと。十分まだやっていただけるもの、あると思います。

一つの例を挙げると、農家子弟が１回他産業について、そして三十数歳で帰ってくるという方が、美幌は結構多いと思います。管内的にも、多いのではないかなと思います。そういった意味で、まだまだ捨てたものではないと思いますけれども、引き続き後継者対策、あるいは高付加価値の農産物の研究、それらについてしっかりと取り組んでいきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　実は、先ほど遊休地もしくは耕作放棄地も含めたと言っていますけれども、実は美幌町のもともと畑だったところで、せっかく畑として使えたところ、結構相当数面積残っているのでなかろうかと、山間部も含めまして。今、私が再度町長に質問と言うよりは、この考えどうですかという部分がありまして、先ほど回答の中の最後のほうに、飼料自給率を２５％から３８％に引き上げることを国は目標としている。耕作放

棄地の有効利用による飼料の生産ということが書いています。

我が町は、ではこれに目がけて、どういうふうな対応をとっているのでしょうか、まずこの話を……。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　輸入飼料が非常に、自分たちの意にかかわらず、高騰してなかなか入ってこない。特にことしは、アメリカがトウモロコシ大干ばつに遭ってると。そしてまた、雨が降らないから水位が下がる。そこで、ミシシッピ川から出てくるトウモロコシが来ないということで、非常にそういう意味では、海外の事情、干ばつ、相場、為替レート、これによって随分左右されるということですから、自給率を上げるというのは、やはり国もそこに気づいて自給率の向上ということを多分言っているのだろうと思います。

そんな中で、戸別所得補償の中で、飼料米というのも対象にするということであります。要するに、お米を飼料として戸別所得の対象にするということも、動きとしては出てきているということであります。

いずれにしろ、燃料もそうですし、酪農・畜産で言う飼料もそうです。もうちょっと言うと、我々が食べる食料自体も、今３０％を切ろうということですから、やはり食料安全保障の面からも、やはり自給率を上げるというのは、これは極めて重要なことだと思います。

それで、オホーツク圏の活性化期成会の中でも、大きな項目立てでそのことを、自給率の向上も言っておりますし、また、飼料価格の高騰時における、そのときの所得の補償というか、価格安定保証はあるのですけれども、そのほかに経営の安定対策もしっかりとるようにということで、期成会の中でも陳情をさせていただいているところであります。

国際的な問題で、美幌だけが言ってもなかなか声が届かないので、これは地域挙げて、オホーツク圏内で共通の課題だということで、酪農・畜産対策、さらには資材高騰対策の推進を図ってくれと、これを大きな柱立てとして期成会としても取り組んでいるところでございます。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　食品残渣等による飼料づくりにつきましては、もう５年も６年も前から地域で取り組むべきということで、当時美幌の農業高校に岡崎校長先生いまして、その先生とも私もその対策として、江別だとか栗山だとか訪問しまして、既に取り組んでいたと。今その地域が、北海道で言うところの江別地区は、新しい施策の中に入ったと。フード特区、帯広地区、江別地区、函館地区でフード特区の地域に指定された。

江別は、何で設定されたかというと、加工場を誘致しよう、地域の産業を興そうということで、もう１０年前から食品加工場の誘致について動いていたと。生産物はどこから手に入れようかということで、酪農大学、畜産大学の連携でやろうと。これも、何年も前からの話です。我が地区は、残念ながらその大きなうねりがまだないと。

このフード特区につきましても、ＪＡ等でなく、その地域の自治体が先導して大学と連携して研究を始め、産業界とやったという具体例があります。

我がこのオホーツクも、町長みずから地域の首長たちと話し合いしながら、地域産業の掘り起こしは連携すべきという形で動いてもらいたいと思います。

先ほど質問した一つに、地域の土地の話ですけれども、私は、今すぐ遊休農地等があれば、すべてが可能かとは１００％言えませんけれども、デントコーンだとか、今すぐ来年の春を目指して植えつけできるものをやるべきというのは、先ほど質問した中で、この飼料の安定基金そのものが、今後の見通しの中で動くという部分もありますけれども、とりあえず今すぐこの飼料対策という部分では、金額の補てんも一つ、もう一つは、飼料を早急につくるとなれば、デントコーンだとかトウモロコシだとか、そういう穀物類をそうい

う部分、要するに少しでも、休耕している畑を有効利用してでも対策をとるというのが、私それが緊急対策でなかろうかと思いますが、その対策をぜひ私は取り組むべきと思いますが、町長はどうでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今の国の農業政策の大きな柱として、戸別所得補償があるということで、先ほどもお答えしましたけれども、その中で飼料米というようなこともありますので、飼料米と言っても、我々食べているお米が家畜のえさになるというのは、非常にイメージとしてなかなか難しいのですけれども、そういう取り組みもしていると。

美幌町で何ができるか、休耕している畑に、その飼料のものをどう植えるのか、植えてそれを売って、果たしてペイするのか、あるいは国の制度として、そういうのがあるのかどうかというのは、ちょっと今わかりませんけれども、今休んでいる畑だけ見て、美幌の全体の国内飼料として間に合うかといったら、なかなか難しいと思います。時間がやはりかかると思いますけれども、着実に将来に向かって目標を定めて、やはり取り組んでいかなければ、いきなり来年から全部賄いますという話にはならないので、その辺は町だけでというのもなかなか難しいと思いますので、地域あるいは圏域を挙げて声を上げていきたいと思っております。

あとフードコンプレックスということで、食の特区ということですけれども、これはこの近辺では、十勝地域と言ったほうがいいと思います。全道にも何箇所かあったと。

道の見解としては、十勝は十勝だけということではなくて、もうちょっと広いエリアを考えているということでありますから、我々は全くオミットされたということではないと思いますので、その辺、連携できることはしっかりやらなければいけないなと思っております。

道も、オホーツク総合振興局も、やはり食をメーンに、この地域づくりをしたいということを打ち出しておりますので、しっかり連携とれるように、我が町は我が町で、これをできますということをしっかりと訴えていきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　町長、私は机の上の議論だとか、将来目標値のことでなくて、今できることをやるべき時期が来たという判断してますので、この食料と言うより飼料対策、堆肥対策、今、あしたからでも、まず先にあることが将来のためと思っていますので、ぜひ早急に対策もしくは検討に入る、もしくは美幌町以外の地域との連携に入るということを希望し、一般質問を終了させていただきます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　私、決して机上の論議しているつもりはありません。私が公の場でしゃべるということは、やはりやるものはやるということで、しっかりと取り組むということですから、机上の論議ということでは、私答弁しているつもりは全くありません。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、６番松浦和浩さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、１１時からといたします。

午前１０時５２分　休憩

午前１１時００分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）〔登壇〕　私は、２点、７項目について質問させていただきます。

まず、教育行政のほうからですが、教育長、就任おめでとうございます。

昨日は、３名の方が教育長に対して、今後の期待を含めて質問されたと思うのですが、

私もそのうちの一人でございます。

新教育長におかれましては、これまでの間、公私ともに多面的にわたっての活動、数多くのボランティア活動も含めて、地域住民とのコミュニケーションを図りながら、さまざまなイベントでの協力も惜しまず、全国に情報網を張りめぐらし、さまざまな地域活動に生かされており、また、すばらしい人脈を持たれていることも承知しております。何事にも、すぐ取り組まれるという姿勢を持っている方だと期待をしながら質問をさせていただきたいと思います。

教育委員会は、今までとは全く違った分野かもしれませんが、人を育てる、美幌の子を育てる、夢の持てる、持てる力を十分発揮できるところでもあると思います。

先日、全国小学生陸上競技交流大会で大活躍の小学生を初め、美幌出身者が各種スポーツ会、全道・全国大会、また、オリンピック等で活躍されるなど、指導者も含めて、すばらしい人材が育ってきていると思います。

スポーツ界にとどまらず、多方面において、夢と希望の持てる、また、世界で羽ばたける子供たちを育てるためにも、美幌町の教育について、どのような方針で臨まれるのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、命の大切を教育の中で伝えていくことについてですが、命の大切を教育の中で伝えていくこと。

近年は、自殺される方が１年で３万５，０００人とも言われています。行政でも、自殺対策に取り組まれておりますが、相次いで起こっているいじめによる若い自殺者に心を痛めます。

親の立場としては、夢と希望を持って大空に羽ばたいてほしいと、子供たちの成長を見守ってきましたが、突然の死を選ばざるを得なかった苦しみと救ってやれなかった苦しみ、悲しみ、怒りから、何年たっても抜け出せないと言います。

今でも命の大切さについては、十分議論されていると思いますが、未来に夢を持てるような社会づくりなども、子供たちの議論できる機会をつくっていく必要があると考えますが、このことについて、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

三つ目に、教育現場との連携の必要性についてということですが、新学習指導要領により、学習内容が増加する一方で、発達・学習面で課題のある子供たちの増加、貧困問題からの養育困難家庭、教育格差問題など、個別支援制度の充実なくして、子供たちの学びを保証し、健やかな成長、社会人としての自立が困難な状況になりかねません。

また、教育現場においては、いじめの問題、不登校の問題など、さまざまな課題を抱えています。この状況の中で、教職員は教壇に立っており、教職員の精神性疾患の対応も課題となっていると言われています。

学校運営は、学校長を中心として現況を把握され、対応されていると言われているのですが、教育に対する信頼度を深めるためにも、教育現場との情報交換・連携がより必要になってきていると実感しているところです。

今後の対応について、考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

不登校の問題について。

不登校については、今までも数人の方から質問も出されております。対策として、不登校問題相談員の配置やサテライト事業を実施したことで、それなりの効果があり、登校できるようになったり、上の学校に入るために頑張ってきた経過、スポーツの楽しさによって不登校から抜け出せた子など、さまざまなケースがあったようですが、この問題については、依然少なくならない状況にもあります。

この問題について、今後の新たな方策があれば、お聞かせいただきたいと思います。

５点目、学力について。

全国学力調査が始まってからは、過度な競争に陥らない配慮が必要と言われながら、実

態としては、調査結果に基づく都道府県などが公表され、その下で学力向上のための教育政策が推進されています。

美幌町においては、学力を重視しながらも、子供たちに生きる力を身につけさせ、心身ともに豊かな子供を育てることにより、社会性を築いていけるように、教育本来の役割を担ってきていると実感しているところですが、今後の学力についての考え方についてお聞かせいただきたい。

次に、有害鳥獣対策についてです。

一つ目に、カラス被害対策について。

ここ数年、町の中にもカラスが多く出るようになったと言われ、ごみ袋を見つけると一面に散らかし、一般住宅のハウスの中にまで入って、トマトなど赤い色がついたものがねらわれています。登栄のごみ処分場近くの農業関係者の被害状況をどこまで把握しているのでしょうか。

また、カラスがふえている状況にありますが、カラスの被害対策、カラスの駆除について、どのような取り組みがなされているのか、お聞かせいただきたいと思います。

二つ目に、被害に対する補償についてということですが、登栄の畑では、障害を持たれた方々の働く場として、働いた賃金の確保として、春先から野菜の植えつけを行ってきておりましたが、やっと芽が出そろうころになると、カラスの集団によって若葉をほとんど抜かれてしまい、何度も同じことの繰り返しで、収穫時期に思うような収穫ができませんでした。

その間、行政にカラスを脅かすための花火を要求しましたが、予算がないので出せないと断られ、民間に委託しているので、業者に相談するようにとのことでもありました。

環境整備は、町として行うものと考えます。登栄に処分場をつくるときも、地域住民には迷惑をかけないとの約束もあったと伺っています。したがって、被害に対する補償が発生すると考えられますが、どのような形で対応されてきたのか、また、対応しようとするのか、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

これで１回目の質問を終わります。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　坂田議員の質問に、お答えいたしたいと思います。

教育行政については、後ほど教育委員会のほうから答弁があると思います。

有害鳥獣対策についてということであります。カラス被害対策についてでありますが、カラスの被害は、農業被害もさることながら、ごみの散乱問題、騒音問題、人間に対する威嚇・攻撃と多種多様になっているところであり、これを踏まえ、対策を講じているところであります。

御質問の農業関係被害状況は、農作物被害の聞き取り調査を行い把握しているところであり、ごみ処分場所在地の登栄地区には、平成２３年度被害面積は３．６ヘクタールで、被害金額が２７０万円となっております。

次に、カラスの被害対策、苦情対策については、北海道猟友会美幌支部の協力をいただきながら、市街地周辺及び登栄ごみ処分場で銃器による一斉駆除を行っているところであり、また、あわせて報徳地区、登栄地区には、狩猟免許所持者により、カラスの箱わなを常時設置して捕獲を行っているところであります。

なお、平成２３年度の捕獲数につきましては、箱わな捕獲２４６羽、銃器による捕獲５４４羽、手どり捕獲が４１羽、合計８３１羽を捕獲しているところであり、今後とも北海道猟友会美幌支部並びに箱わな狩猟免許証所持者の皆様の協力をいただきながら対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、被害に対する補償についてでありますが、ごみ処分場のカラス対策としては、処分場の設置に当たり、昭和６１年７月に地元自治会からカラス対策などについても要望があり、猟銃や箱わなによるカラス駆除を行うことで設置の同意をいただき、昭和６２年供用開始をしたところであります。

具体的なカラス対策につきましては、処分場内にカラスの箱わなを設置しているほか、周辺農家６戸に対し、爆音機を貸し出して駆除を行っている状況であります。

また、有害鳥獣駆除として、年２回猟銃による一斉駆除を行っております。

御質問の、行政に対して花火の要求をしたとのことでありますが、以前は爆音機のほかに花火を支給していましたが、花火を打ち上げる手間や、一時的な効果しか得られないなどの理由から使用本数が減少し、農家からの要望もなかったこともあり、平成２１年度から予算措置をしてない状況であります。

次に、障害を持たれた方々の働く場である登栄の畑への対応についてでありますが、５年前から登栄の畑を障害を持たれた方々の働く場として提供している農家の方が、平成２４年８月２８日に来庁され、ごみ処分場に隣接する畑において、障害のある方々が育てた作物にカラスの被害があるため、何かよい方法はないかと相談があり、関係部署と対応策の協議を行ったところであります。

その結果、新たにカラス捕獲用の箱わなを設置することで対応を進めているところでございます。

以上、御答弁をさせていただきました。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕　教育委員会から御答弁をさせていただきます。

教育方針についての御質問にお答えいたします。

９月１日に教育委員会臨時会において、教育委員の皆様の御決定をいただき、教育長に任命され半月が経過しようとしております。

過日、川崎前教育長から引き継ぎをいただき、前教育長が進めてこられたものを継承し、さまざまな問題を皆さんと協議しながら、正面から解決していきたいと考えております。

美幌町の教育についての方針ですが、昭和５８年に制定した美幌町教育目標、人間性豊かな教育を目指しての３点の項目、１、正しい判断と行動のできる児童生徒の育成を図る学校教育を推進する、２、明るく豊かなまちづくりを進める社会教育を推進する、３、美幌町教育の発展と充実を期する教育行政を推進することの実現であり、従来からこの方針で進めており、今後も継続していく考えであります。

学校教育においては、オホーツク教育推進計画などと連動して教育活動を進めるとともに、生きる力の育成を目指した学習指導要領で求められている内容を着実に実行していくことを主眼にし、特に生きる力の「知」の側面である、確かな学力を一人一人の児童生徒にしっかり身につかせるよう、さまざまな方法を駆使して取り組むことを具体的な目標としています。

また、学力もさることながら、美幌町にはさまざまな地域教育資源、人材がございます。各種スポーツ団体、少年団活動、文化団体による活動も盛んに行われております。地域の多くの卓越した知識、技術、技能を持った方々に、今後も支えられながら、今日的に変貌する社会情勢の中で、教育の現状を踏まえ、町民一人一人が人間的触れ合いを大事にし、生涯教育の関心を高め、生活文化の発展を図るとともに、生きる力の「徳」である人間性豊かにして、生きる力の「体」である心身ともに健全であり、創意に富む児童生徒の育成を目指す美幌町の教育を推進してまいりたいと考えております。

次に、命の大切を教育の中で伝えていくことについての御質問にお答えします。

子供たちに命の大切さを実感させるためには、自然や社会や人と豊かにかかわる体験活動を通して、まず子供たちが、自分自身が価値ある存在と認め、自分を大切に思う自尊感情を持てるようにしなければならないと考えております。

自尊感情を高めることによって、感性が活性化し、生き生きとした感動が生み出されることにより、心の中に生まれました感動や思いを周りの人に分かち合い、共有することで

実感が一層深まり、また、他者の存在に思いをはせたり、共感したりする体験を通して想像力が養われ、限りある命を生きていることのすばらしさを感じることができるようになると思っております。

さらに、命を脅かす行為に対しては、未然に防ぐ対策を、また、自然災害に対して、その災害を最小限に食いとめる知恵を学ばせるとともに、情報社会の陰への対応として、仮想現実と現実の違いを十分に認識させる能力を身につけさせる情報モラル教育の取り組みも行っております。

このような取り組みを実践する場として、学校の中で進められているわけでありますが、学校と家庭、地域の皆さん三者が確かな信頼関係のもとに、連携して取り組むことが不可欠であり、特に家庭や地域において、子供たちと話し合える機会は必要と考えております。

教育現場との連携の必要性についての御質問にお答えいたします。

新学習指導要領の成果を上げるためには、各学校において学習指導要領によって立つ背景や、基本的なねらいとしている点などについて、まず教育現場の先生方に内容について正しく理解していただくことが必要と考えております。

また、きめ細かい指導や多様な体験活動などを実施するには、教員数の増など、予算が必要であることは言うまでもありません。

少人数学級など、教職員の配置では、一部について、本年度から美幌町単独で教員の増員を図っているところもあり、政府においては、残念ながら現状では財源の裏づけは明確化されてない状況でありますが、引き続き教員加配制度などを活用し、教職員の確保に努めてまいります。

教育委員会としましては、学校、教師、子供が本来有している力を十分に発揮できるようにするとの観点に立ち、学校一丸となって教職員の資質・能力を磨き、組織力を高め、現下の財政状況が厳しい折ではありますが、個別支援制度など予算の確保に努め、学校運営に取り組んでまいります。

社会がますます複雑、多様化し、子供を取り巻く環境も大きく変化する中、学校がさまざまな課題を抱え、家庭や地域の教育力が低下傾向にあり、学校に過剰な役割が求められているのも事実であります。

これからの教育は、学校だけが役割と責任を負うものではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携、役割分担を意識して、それぞれの協力のもとに進める必要があると考えております。

町民の皆様に学校現場を知っていただくためにも、参観日、授業の公開などを通し、学校自体の努力も必要であり、地域の皆様に支援をいただくためには、学校はどんなことを手伝ってほしいのか、教員にはどのような苦労があるのかなど、情報を公開し、かつ学校運営は学校長の強いリーダーシップのもとに行われることを基本に進めてまいります。

不登校問題についての御質問にお答えします。

美幌町における不登校児童生徒の状況につきましては、３０日以上の欠席児童生徒数は、平成２３年度の数値では小学校で７人、在籍比０．６４％、約１５６人に１人。中学校で１２人、在籍比２．２１％、約４５人に１人。合計では１９人で、在籍比１．１６％、約８６人に１人となっており、合計で平成２２年度より、１名減少しております。

不登校になったきっかけと考えられる状況ですが、小学校ではいじめを除く友人関係をめぐる問題が１人、家庭の生活環境の急激な変化が２人、病気による欠席が１人、その他が４人となっています。

中学校においては、家庭内不和が１人、家庭の生活環境の急激な変化が１人、病気による欠席が４人、その他本人にかかわる問題が１０人となっておりますが、これらの問題は、ある特定の事情だけではなく、さまざまな問題が複合して起こる実態にあります。

学校あるいは相談員の対応として、不登校

問題についての研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図り、すべての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして、学校全体で指導に当たっております。

また、授業方法の改善、個別の指導など、授業がわかるように工夫を行い、登校を促すため電話をかけたり迎えに行く、あるいは家庭訪問を行い、学業や生活面での相談に乗るなど、さまざまな指導・助言を行ってきました。その結果、登校できるようになった者もおります。

そのほかのサポートとして、民生部の児童支援グループ、保健相談としては保健師、心療内科への受診、さらには児童相談所が対応しております。

教育相談室の相談委員は、訪問による相談も行っていますが、訪問されることに抵抗がある家庭も多く、相談の押し売りとならないよう苦慮しているところです。

実際には、不登校による学習面だけではなく、生活支援も必要とする場合もあり、民生部と連携の上取り組んでおりますが、時間のかかる問題でもあります。

また、学業の支援として、フリースクールではありませんが、教育相談室の相談員がサテライト事業として不登校児童生徒の自習の支援を行っています。

今後とも、このような活動を行いながら支援体制の強化を図り、教育関係者はもとより関係機関、団体並びに家庭や地域社会との連携・協力のもとに不登校を根絶すべく、一層の取り組み徹底を図ってまいりたいと考えております。

学力についての御質問にお答えします。

学校教育において、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を推進しておりますが、とりわけ確かな学力については、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、小中学校とも全国の平均を下回っている状況にあることから、教育の機会均等という義務教育の理念を踏まえ、社会で自立して生きていく上で最低限必要な基礎学力を、すべての子供たちに保障する取り組みが必要と考えているところであります。

北海道においても、学力に関する目標として、順位は別にして、これまでの調査の分析に基づき、教育の機会均等という義務教育の趣旨を踏まえ、平成２６年度までに、全国平均以上というオール北海道で目指す目標を掲げ、取り組んでいるところであります。

全国平均を下回っている深刻な状況をすべての教育関係者が厳しく受けとめ、それぞれの責任を自覚するとともに、課題や危機意識を共有し、スピード感を持って、目の前の子供たちの教育の質を向上させることが必要と考えているところであります。

これからは、学習指導要領に基づく各学校の年間指導計画に大きな変更を求めているものではないところであり、各学校において毎日の授業を工夫を加えながら、朝や放課後の補充的な指導の充実、家庭での学習など、積極的に取り組むことが必要と考えております。よろしくお願いたいします。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　まず、教育方針のほうから再度質問させていただきます。

御答弁いただきましたように、教育方針については、前教育長より受け継がれて、それを脈々と今後行っていっていただけるということでありますので、期待をしたいと思います。

また、美幌町から巣立っていく子供たち、町内で活躍するすべての子供たちが、やっぱり一番は、夢と希望を持てる教育であってほしいなと思いながら、今後の活躍に大いに期待をしていきたいと思います。

二つ目の、命の大切さを教育の中で伝えていくことについてですが、御答弁にもありましたように、教育長の言われているとおりだと思います。子供たちは、さまざまな体験をさせていく、それが学校行事のかかわりであったり、学習の場であったり、子供同士、子供と教師の触れ合いを通しての成長であっ

たり、意識につながっていくのだろうと思っているところであります。

近年は、メディアの発達によって、情報過多などの要因によって、今の子供たちに共通して言えることは、単一的な価値観ではなく、さまざまな価値観を共用しているというよい面もあるのですが、自分で望んで何かをするという経験が失われていたり、物があふれいて創意工夫や努力をしなくてもいいという環境にあるのではないかなというふうに考えております。

今は、一般論として話しても、自分のこととして受けとめることができない子供、そういう子供たちが目立つようになっているのではないか。

また、他人への思いやりや、気遣いも薄い印象を受けているとも言われています。

学校教育だけでは、解決できるものではありませんが、家庭、地域の連携で子供たちと、また、話し合える機会が必要なことは理解していただきたいなというふうに思うところです。

また、その話し合いのきっかけをつくっていくのも、教育委員会としての役割はないのかというところなのですが、このことについて、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　答弁の中で、今議員おっしゃったとおり、家庭、それから地域で子供たちと話し合っていくということについては、答弁の中でもそういう話は最後にさせていただきました。

そういった中で、きっかけづくりも教育委員会の役割というようなことでありますが、そのことについても同感という気はしております。ただ、なかなか一般論では、こういうという話はできるのでしょうけれども、それを踏み込んで、こういう部分があるよと、こういうことがあるよと、それから別な方法もあるよというのが、まことに申しわけございませんけれども、今は一生懸命その辺についてはいろいろ、私も未熟であり、学んでいるというのも事実でございます。

ただ、自分の経験から言えば、やはりすべてが、ここにもちょっと答弁でありますけれども、確かに教育委員会、学校の役割というのは非常に重いということについては、私もそう思ってはいるのですけれども、すべてがそこにウエートを置かれるという部分と、わかる部分と、本当はやはり家庭とか地域がまだまだかかわっていく必要があるのかなというふうには思っております。

そのためには、これも答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、もう少し私どもを含めた学校が、やはりきちんと情報を出していく、それからその今学校だよりとかいろいろ地域に配布されてますけれども、そういうものを、まだまだ地域の中に中身をもうちょっと充実させて出していっていただきたいなという思いがございます。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　教育長の思いは、十分理解しているところですので、今後期待をしたいと思っています。ただ、今回新聞にも出ていたと思うのですけれども、警視庁の自殺の状況ということで、２０１１年の学生・生徒の自殺数というのは１，０２９人、というのは、これは全国規模だと思うのですけれども、１０２９人にも達しているということなのです。そのうち、小学生が１３人、中学生が７１人。この学生、生徒の自殺者の推移というのは、９１年度を最低として徐々に増加している傾向にあります。特に原因はさまざまですが、いじめを苦にした自殺や、連鎖的な傾向が見られるということで新聞報道はされておりました。

兵庫県の生と死を考える会というところでアンケート調査をした結果、これはちょっと古いのですが、２００４年の調査で、死にたいと思ったことのある子供の割合というのが出ておりまして、思ったことがあるというの中で、４回から５回以上というのが１０．７

％、２回から３回というのが１４．２％、１回というのが１１．４％、思ったことがないというのが６０％ということで、ちょっとほっとしたというのがあるのですが、この自殺のアンケートの中では、小学５年生から中学２年生までが、このようなデータとして出されております。

いじめや自殺、この少年や自殺の原因の一つには、子供の自己肯定感というのが低下しているのではないかなというふうに言われておりますので、こうした子供たちの自己肯定感の低下は、ストレスを生み出し、そのストレスが問題行動や、いじめに発展していると指摘されているということもあって、学校では教職員全員がチームとして、生徒と抱える問題の解決に真剣に立ち向かってほしいなという思い、そういう意味で、今回命の大切さということで質問とさせていただいたということなので、これからの活躍を期待したいという思いで、もし教育長の考えがありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　命を大切にするということにおいては、非常に今具体的な話を示していただいて、やっぱり非常に残念であるというような部分もあります。そういった中でいけば、これも本当に一般論で申しわけないのですけれども、教育基本法の中に、その目標の中に道徳心を養う、それから生命をとうとびということの中で、非常に道徳の中できちんと命の大切さを教えるというか、それが非常に重要なのかなとこのごろ非常に、いろいろ教育委員会に来て資料を見せていただいて感じているところが多々あります。

そういった中で、今心のノートという部分の中で、一つの教材としてちょっと今読まさせていただいております。そういった中でいけば、小学１、２年生、それから小学３、４年生、小学５、６年、そして中学というような、大きくは四つの中でいろいろ分けられて、例えば小学１、２年生であれば、命に触れてみようということで、生まれたばかりの命についてをやっぱり感じさせるとか、それから小学３、４年生であれば、命を感じようということで、一つしかない命を大切にというようなこと、最後中学生に入ると、かけがえのない命ということで、限りあるたった一つの命だから、だれもが唯一無二の存在ですよということの流れで、きちんとそれぞれの個々の児童生徒の中に伝えていくと、そういう流れというのは、非常に私は大切だというふうに思いますし、今御指摘のというか、お話があった命を本当に大切に子供たちを守っていくという気持ちは変わっておりません。一生懸命頑張りたいというふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　命の大切さというのについては、これから取り組んでいただける課題だと思っていますので、期待をしたいと思います。

次の３番の教育現場との連携についてということですが、御答弁いただいたとおり、子供たちを取り巻く環境、家庭、地域環境の変化によって、学校に求められている、期待とされているものがとても多くなってきている。さまざまな問題、課題を抱えている結果となっていることも理解しているところでございますが、その中の一つには、教職員の年齢構成はどうなのかなということと、二つ目には、学校を運営しやすい環境となっているだろうか。例えば、予算配分はしっかりできているか、学校全体で連携プレーが可能なのか、また、先生自身が相談できる体制がとれているかということです。

三つ目には、直面するさまざまな課題として認識を深めるためにも、教育現場とのそういう意味では連携が必要かなというふうに考えていますので、このことについて、考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　３点御質問がございましたけれども、まず１点目の年齢構成と

いうことでありますけれども、申しわけございません。まだちょっと、正直言って、どういう構成になっているか、まだそこまでは承知してないのが事実です。

また、連携の部分で、そういう関係がとれているかどうかという部分と、最終的に連携が必要だと、それはもうそのとおりであります。

ただ、学校運営については、一つの権限を持った校長、それから教頭という管理職が、それなりにきちんと学校をまとめているということもありますので、まず一つの組織の中で、本当に先生と管理職と言われている校長先生以下の関係がどうなのかというのは、ちょっと実感として、まだきちんと承知してないというのが正直な気持ちであります。

ただ、一般的に考えれば、私どもというか、私は一つの行政という組織の中にいた部分においてはある程度、やはり当然町であれば、やっぱり町長の一つの流れにおいてというか、一つのトップとしてきちんと守り立ててというか、だからそういう部分の一つのピラミッドがいいかという部分のことはあるのですけれども、そういう体制に学校もなっているかどうかというふうな部分においては、ちょっとこれからは考えていかなければいけない。ですから、ある意味では、当然管理職である先生である校長先生、教頭先生という方の、一つの教師に対する配慮も必要だと思うし、逆に当然教師についても、やはり一つの学校をまとめると言うよりも、子供たちのことを主眼に置けば、一緒になって進めるという、そういう思いも必要なのかなというふうに思っています。その辺については、これからじっくりと見定めた中で、私なりの考えを示していきたいというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　まだなられたばかりで、熟知してない点というのは十分わかった上で、今回こういう点はどうなのかな、取り組んでいただきたいという意味で出させていただいたというのもあります。

それと、もう一つには、学校運営というのは、校長、教頭が主眼となってやっているというのは、十分理解した上なのですけれども、ただ最近言われているのは、教職員の中でも精神疾患とか、そういう病気になられる方も非常に多くなってきている。それは現場の子供たち、それから親との対応の仕方の中でどうにもならない状況、まじめに取り組んでいるだけに、そういう場面に遭遇したときになっていくそういう精神疾患的なものも、最近いろいろなところで出てきているという状況もいろいろな書物など、新聞等出ていますので、そういうところの関係についても、今後十分把握した上で、そういう教職員が出てこない、そんな対応策も考えていただきたい。そういう意味で、教育長が現場との連携の必要性というのを、そういうところで発揮していただきたいという思いを込めて、今回質問させていただいたということでございますので、今後に向けて、しっかり取り組んでいただきたいという思いでございます。

これは、答弁はなくて結構でございますので。

次、不登校問題についてですが、不登校の問題についても、子供の将来にかかわってくる問題としてとらえておりますので、協力しながら取り組んでこられた、この不登校について協力をしながら取り組んでこられた議員さんもいらっしゃいました。

昨年よりは１名減少しているということでございますが、特効薬はないのだろうなというふうには理解しているところです。相談員の方も努力されて訪問されているようですが、訪問に対する抵抗も大きいということで、今後どのようなことを考えていったら、本当に不登校をなくせられるのかなというふうな思いがあります。

ただ、言われていることは、一度不登校を経験した子供の７割は、学校には戻れないというデータも出ています。不登校になる家庭

の兄弟は、大体全員が不登校になるケースが多いということも言われていますし、優しい子供こそ不登校になりやすいとも言われています。

不登校の親の３パターンとかということで言われていますけれども、子供の言いなり型、子供への過干渉、子供の放任と言われておりますけれども、子供を本気で変えようとするなら、子供と一番長く一緒にいる親から変わる必要があるのかなというふうには思っているところです。ただ、それが親とのコミュニケーションがなかなかとれない状況が出てくるとすれば、本当に大変なのでしょうけれども、やっぱり相談員の方も、やっぱり担任の先生にしても、両親と話し合いする必要があるのかなというふうに思います。

不登校の子供を持つ親も、一生懸命に頑張っているのは、ほとんどが母親なのですよ。それで、父親の対応というのがどこにも見えないなという思いでは、父親にもやっぱり対象の一つと加えて、今後検討していく必要があるのではないかというふうに思うのですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　教育長。

○教育長（平野浩司君）　不登校問題を根絶するという部分については、本当になかなか難しい、努力はしているというふうに私は思っております。

今回、答弁の中に書かせていただきましたけれども、今美幌町で行っていること、小中学校で行っていることが、これも一般的な話をちょっと入れさせていただければ、問題行動調査というのを毎年やっていて、その中の北海道で不登校問題に特に効果があった学校の措置という項目があっていろいろ出されております。

その中で、本当に上位、こういうのが有効だったよというのが、これはデータ的に分析して並べた項目があって、その項目に対して、美幌町も全く同じようなことをやられていると。

例えば、小学校であれば、登校を促すため電話をかけたり、迎えに行くなどをした。やはり、これが一番小学校としては、一番効果があったというデータにもなっていますし、私どもも各小学校でもそういうことをやられているということであります。

そういった中でいけば、先ほど不登校になった者が、７割戻れないという部分も結果的に話もありますけれども、私はやっぱりすごく注目したいのは、今回１９人がいて、指導の結果、何とか９名の子供たちが、また学校に行くことができたということに対しては、私はある意味では、それをやっぱりすごく大事にしたいというふうに思っております。

なかなか残り１０人はという分では、現在指導はしているのですけれども、そういうところはやはり非常に大切にしていく必要があると思っております。

そういった中で、やはり親が変わることが一番大切であり、特に父親がという部分においては、それについては、本当に同感だと思います。やはり私としては、本当にちょっとお母さんが余りにもかかわり過ぎかなと。そういう意味からいけば、ある意味では、お父さんがかかわらないから、かかわらないという意味もあるかもしれませんけれども、私はやっぱり男性として、やはり父親がきちんとそこにかかわっていくというふうな気持ちは持っております。よろしくお願いします。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

○９番（坂田美栄子君）　不登校問題については、さまざまな試みをしながら取り組まれていると十分理解しているところですので、今後も取り組んでいただきたいと思います。

次、学力についてですが、答弁の中でありましたように、各学校においては、毎日の授業にも工夫を加えて、朝、放課後の補習的な指導の充実によって学力の向上が図られていることは、前教育長も強調されておりましたので、十分理解をしているところです。生徒の意識の差はあるとしても、頑張る子と、な

かなか理解のできない子とのところまで時間がかかると二分化されているようですが、例えば時間のかかる子、理解のしづらい子には、新たな時間設定も必要なのかなというふうに思っています。

ただ、今学校の中では、夏休み、冬休みの時間を利用して補習的なことに取り組まれているという状況も聞いておりますので、このことについては、今後検討しながら取り組んでいただきたいという思いを込めて、答弁は要りませんので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、カラス対策のところなのですが、先ほど答弁いただきました。町民の方からは、カラスが異常にふえているのではないか、カラスの産卵、子育ての時期だろうと思うのですが、近くにいる人、歩いているだけなのに威嚇攻撃してくるので怖くて歩けない、ふんの散乱によって迷惑だ、何とかできないかという話も時々皆さんも聞かれていると思います。

答弁の中では、年間８３１羽捕獲しているとのことですが、カラスのつがいの８割前後が繁殖に成功しているということです。つがいの巣当たりのひな数は、２．５羽前後で巣立って、ひながすべて生き残れば、１年間で２倍くらいにふえているという状況があります。狩猟や駆除でカラスや個体数を減らすには、全体数の５０％から８０％を毎年とり続けなければ減らないという状況にあるようです。

実際には、１地区で捕獲しても、地域内にえさがあれば、それに見合う数が周辺から移動してきてしまう。害鳥の数を減らすには、えさの量を減らすのが近道と言われています。

そこでお伺いしますが、処分場でのごみの埋め立て状況はどうなっているのか、どのように把握されているのか、委託先にすべてお任せとなっているのではないか、カラスの飛来してくる状況はどの程度ふえているのか、状況を把握されているのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　まず、登栄のごみ処分場においてのカラスの対応についてでございますけれども、町長から答弁させていただきましたけれども、この施設できるに当たって、登栄自治会、あるいは豊幌自治会からカラスに対しての地元要望があり、これに同意してカラス対策をしっかりやるということで対応してきているところでございます。

その中で、具体的な対応については、まず箱わなの設置については、今現在１カ所設置しているところでございます。それと、猟銃で一斉駆除を年２回やっているところでございます。

先ほど、町全体で８３１羽捕獲しているということでございましたけれども、ここに登栄処分場にかかる箱わなでとったのが２０８羽、それと猟銃等でとったのが１７５羽ということで、全体の８３１羽のうち、３８３羽ということで行っているところであります。

このほかの爆音機、農家周辺に６個貸し出ししているところで、豊幌地区については４件、登栄地区については２件ということでやってございます。

それで、爆音機については、実際的には町で購入して道央環境センター、委託業者に貸与しているところでございます。

そのほか、花火については、一時２０年度まで予算措置してございました。実際的に使われたのが１８年度までということで、これ実際花火を道央環境センターのほうで地域の住民の方にまとめていただいて、それを交付しているところでございます。

その後、１９年度から現在まで、今回こういった話あるまでは要望がないことから、２０年度までは予算措置してましたけれども、２１年度から予算してない状況にありますけれども、こういった坂田議員から、８月２７日にそういった相談がありましたので、その地元の農家の方と話し合いをして、花火についても説明する中で、今回については箱わな

を設置するということで、今現在進めているところでございますので御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　９番坂田美栄子さん。

時間残されているのはわずかです。

○９番（坂田美栄子君）　時間がありませんね。

それで、カラスというのは、寿命は詳しく調べた経過はありませんけれども、１０年から２０年生きるというデータもあるようです。カラスの駆除は箱わなということですが、カラスというのはすごく学習能力が高くて、一度使うと、なかなかきかないというデータもあります。そんなことで、例えば年間捕獲する時期というのは、産卵の時期、子育ての時期に集中してやるほうが効果的だろうと言われておりますので、年間通しての計画の中に、カラスの習性を認知した上で、効果的な方法が必要なのではないかというふうに考えておりますので、そこら辺のことを十分検討した上で取り組んでいただきたいことと、最後に、今回出ていました補償の問題について、どこまで町ができるのか、そんなことも、もしわかる範囲内でお答えしていただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　端的にお願いします。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　１点目の狩猟時期、駆除の時期については８月と１月に、今猟友会を通じて行ってございますけれども、２月から９月まで有害駆除の期間できますので、猟友会とも協議しながら、今後対応を進めてまいりたいと思います。

２点目の補償の問題については、先ほど申し上げましたとおり、この地区について、この一部分だけについては非常に難しい問題がありますので、町としては、やはりカラスの対策の駆除に精いっぱい努力してまいりたいというふうに考えてございます。

今後についても、十分農家の方と話し合いながら進めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、９番坂田美栄子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、１３時１５分といたします。

午後　０時００分　休憩

午後　１時１５分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）〔登壇〕　私は、通告をしております３点について、以下質問をいたします。

大きな１点目は、ＴＰＰ参加反対の取り組みについてであります。

９月８日から９日開催のＡＰＥＣ首脳会議でのＴＰＰ交渉参加表明阻止に向けまして、８月３０日、国会議員２２２人を含む超党派議員国民集会が開かれるなど、情勢は緊迫しております。

世論調査では、現在農業に影響が出るというのは６０％、日本経済全体を悪くするという世論も多数をようやく占めるようになりました。しかし、賛否は４０％程度で拮抗すると、こういう状況であります。

年内にも実施される予定の総選挙で、圧倒的多数の国民がＴＰＰはだめだと、意思表示に向けて、さらに努力が求められているというふうに感じているものであります。

そこで、第１に伺いますが、今後のＴＰＰ参加阻止に向けての町の取り組みについてであります。

町議会議員有志でも、再度ＴＰＰ公開講座を現在計画中でございます。広報びほろでも毎月特集を組むなど、ＰＲを継続しております。

美幌町ＴＰＰを考える連絡会議が、ことしの春、美幌医師会など３団体が加盟し、１２

団体で構成されておりますが、連絡会が主催し、全町民参加の反対集会の実施を企画すべきではないでしょうか。その際、室内集会にとどまらず、大きなトラクターや、あるいは大型のダンプなどを大量動員したデモ行進を実施すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

二つ目には、全オホーツク規模の運動の提起についてであります。

ＴＰＰ参加反対の運動が、この間オホーツクレベルで言いますと、１，０００人規模の室内集会として、２回程度開催されただけであります。地域農業の崩壊を初め、保険・医療制度の崩壊など、住民生活を破壊するＴＰＰ協定参加阻止行動としては、規模及び内容ともに私は不十分だというふうに思います。世論喚起のために、大規模な反対運動を美幌町として提起すべきではありませんか、伺います。

大きな２点目は、美幌ふるさと祭りについてであります。

その一つは、出店数の増加対策についてであります。

暴力団の資金源を絶つ目的で、２１年前に町民手づくりで開始された美幌ふるさと祭りは、全道・全国にも先進的な祭りであり、衰退させてはならないものだというふうに思います。

ことしの出店数は４２店舗で、開始当初に比べて、半減しているという声があります。人によっては、当初１００ぐらいあったという話もありますが、２年前の５４店舗と比べても２２％減少しておりまして、このまま推移すれば、ごく近い将来、３０店舗を下回る可能性が高い、このように感ずるところでございます。町民手づくりの美幌ふるさと祭りの運営が、そうなると重大な危機を迎えるというように感ずるものでございます。

そこで、一つには、アンケートを行う必要があるのではないかということであります。参加した出店者を初め、祭り参加者、あるいは町民から積極的な改善意見を求めて、そのためのアンケートを実施してはどうでしょうか。

二つ目は、なかなか美幌らしさというところが、もう一つ足りないと、こういうような声を聞くわけでありますが、美幌町らしさの追求を、出店の中で追求するということ。あるいは、３日間というのはなかなか大変だという声を聞くわけでありますが、例えば日がわり屋台、一つの店舗を複数の個人や団体で運営すると、こういうような試行も行ってみる必要があるのではないか。あるいは、美幌町と姉妹都市が幾つか、あるいは姉妹都市とは言えないまでも、友好な関係を持っている都市がございますが、そこに出店の機会を設けると。来年度の開催に向けて、これら今から準備を始めてはどうでしょうか。

この点の二つ目は、町民参加、これを広く解釈する必要があるのではないかということであります。現在のふるさと祭り、参加するという意味で、町民の定義は、美幌町に住所を有するということで、非常に狭く解釈をされているところでございます。町外居住者で、美幌町に勤務している人が出店の売り子などに参加したくてもできないという状況にあります。

昨年４月策定の美幌町自治基本条例では、町民を美幌町に働き学ぶなど、広く解釈をしておりまして、そういう町民の力をかりてまちおこしをしようというのが、そもそも条例の基本精神であります。美幌ふるさと祭りでも、今後は広い意味の町民参加に切りかえるべきではないか、このように思いますがいかがでしょうか。

大きな３点目は、柏ヶ丘霊園内道路整備についてであります。

その一つは、元町と西２条の境界道路の整備についてであります。

かねて要望のあります、柏ヶ丘霊園内へのお盆時期以外の墓参の利便性を確保するため、なかなか方法が難しいのが従来でございましたが、元町と西２条の境界道路のアスファルト舗装及び霊園東部へのアクセス確保

に向けて、道路整備がいよいよ必要となっているというふうに思います。

他の通路が非常に傾斜がきついということもありまして、雨による決壊などで、既にこの夏も不便を来しております。早急の整備を図るべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

関連しまして、２点目は大規模災害時の避難道路確保という点でも、整備が急がれているのではないかと思うところでございます。美幌町スポーツセンター及びその駐車場は、災害時などの際の南３西及び元町地域住民の避難所とされているところであります。しかし、この地域住民にとって、避難所へのアクセスには国道１本という、事実上そういう状況でありまして、難点を持っているところであります。

本年２月開催の町自治会連合会役員と町議会議員との意見交換会においても、冬の避難所へのアクセス通路ということで問題提起を既にされているところでもあります。したがって、元町と西２条の境界道路については、その点からも整備が急がれているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

以上、第１回目の質問といたします。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕　大江議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

初めに、ＴＰＰ参加反対の取り組みについてでありますが、米国主導のＴＰＰは、我が国においても、農業を初め影響が考えられる２４分野において、国民への説明が全くなく、国内論議が深まらない中で進められておりますが、さきのＡＰＥＣ首脳会議において野田首相は、ＴＰＰの参加表明を先送りした状況は、当然の判断であると思っております。

ＴＰＰに加わると、関税全廃を原則とするため、本町の第一次産業である農畜産物が壊滅的な被害を受け、地域経済・社会の衰退が懸念されているところであり、特に本町においては、ＴＰＰによる影響試算が大きいことなどから、これまでにもセミナーの開催を初め、反対のぼり旗や看板の作成、広報びほろでの継続的な特集などにより、町民の皆さんに断固反対を訴えてまいりました。

本年５月には、美幌町ＴＰＰを考える連絡会議において、美幌医師会、美幌金融協会、美幌建設業協会、美幌地区連合会の４団体を構成員に加え、オール美幌として取り組むことを確認したところであります。

また、町議会議員有志による公開講座の開催や、美幌町農民同盟作成の反対のぼり旗が町内各所に設置されておりますが、これも他市町村に先駆けた取り組みであり、この間、町民の皆様に御理解をいただいているものと思っております。

御質問の第１点目、今後のＴＰＰ参加阻止行動についてでありますが、これまでにも種々の取り組みを行っておりますことから、今のところ反対集会やデモ行進などは改めて考えておりませんが、今後も幅広く関係する団体に御協力いただきながら、情勢を的確にとらえた中での判断が必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

御質問の２点目、全オホーツク規模の運動の提起についてでございますが、私もあらゆる機会を通じて、国民論議のないままのＴＰＰ参加交渉は、あり得ないことを訴えてまいりました。

議員御指摘のオホーツク管内の阻止行動は、規模、内容とも不十分とのことでありますが、今や全国各地で反対の声が多い中、オホーツク町村会やオホーツク圏活性化期成会においても反対チラシを管内配布するなど、北海道、とりわけオホーツク管内は反対運動が盛んな地域と確信していることから、今後の情勢いかんによって、より効果的な訴え方を検討してまいりたいと考えております。

なお、ＴＰＰの交渉参加阻止に向けての町の姿勢としては、当初から何ら変わらないことをいま一度御理解賜りますとともに、議員有志によるさらなる御協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、美幌ふるさと祭りについて。

出店数の増加対策についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

手づくり出店実行委員会主催によるふるさと祭りにつきましては、本年２１回目を迎え、毎年１０万人以上もの多くの町民が会場に足を運び、にぎわいの中でふるさと祭りを楽しみ、これまで事故等もなく、盛会に実施してきております。

本年の出店状況につきましては、議員御指摘のとおり、２年前に比べ１２店舗減、２２％の減少で、ここ二、三年では、減少傾向にあります。

出店数減少の要因につきましては、平日開催による出店スタッフの確保の問題や、駐屯地の隊員による出店が演習時期が重なり出店できなかったことなどと実行委員会から聞いております。

１点目に御質問のアンケート調査の実施についてですが、ふるさと祭り手づくり出店実行委員会は、暴力追放推進協議会、防犯協会、青少年育成協議会、自治会連合会、商工会議所、ＪＡ、連合商店会、食堂組合など、町内２２団体で構成されており、実行委員会の中でも、各団体から祭りの改善や、あり方などを含めて多くの意見をいただき、出店者説明会においても、出店に関する意見交換を行っていることから、今後においても広く意見を聞きながら、地域に定着したふるさと祭りを推進させていただくことを基本に考えております。

２点目の御質問の、美幌町らしさの追求についてでありますが、町民手づくりによるふるさと祭りになって２１回目を終え、その間さまざまな課題を解決しながら続いた祭りとして、道内でも最大規模で暴力団から取り戻した秋祭りとして、モデルにもなっております。

暴力団の関係する露店を排除し、町民みずから手づくりによるふるさと祭りの取り組みそのものが美幌らしさであると認識しているところであります。

また、より町民に楽しんでもらえるような工夫が必要であるとの意見も聞いております。

３点目に御質問の日がわり屋台についてでありますが、出店従事者、食品管理のほか、テントの立ち上げから撤収、清掃まで、特定の者が一貫して責任を持って行うことが不可欠であり、御提案の日がわり屋台については、責任の所在があいまいになることや、出店駐車場の問題、効率性などを考えますと難しいと思いますが、手づくり出店実行委員会の十分な検討が必要と考えております。

４点目に御質問の姉妹都市の出店についてでありますが、本町で開催のふるさと祭りの趣旨からは、姉妹都市を含め、町外者の出店は対象としておりませんが、この件につきましても、実行委員会でさらに検討して決めるべきものと思っております。

次に、町民参加を広くすることについての質問でありますが、ふるさと祭りでの町外在住者の出店、手伝いなどを認めないのは、あらゆる手を使って入り込んでくる暴力団に対して、出店を利用する暴力団に入るすきを与えないことが基本であり、道内の祭りでも、暴力団が規則をかいくぐって入り込んできた実例等もあり、美幌警察署からも、町外在住者は認めない旨の指導が実行委員会のほうへ伝えられております。

ふるさと祭りにおいて、広義の町民参加に切りかえるべきとの御意見でありますが、そのような基本理念から、住民による出店が、これまでのふるさと祭りを支えております。

今後においても、美幌ふるさと祭りにつきましては、暴力団の資金源を絶つために、祭りから暴力団の関係する露店を排除し、あわせて青少年の健全育成及び町民手づくりによる新しいイベントづくりを目指すよう、ふるさと祭り手づくり実行委員会並びに美幌警察署の協力をいただきながら取り進めてまいりたいと考えております。

次に、柏ヶ丘霊園内道路整備について、元町と西２条の境界道路の整備についてであり

ますが、元町と西２条の境界道路、いわゆる南団地南側の町道から柏ヶ丘霊園を通過し、陸上競技場及び野球場に連絡する道路でありますが、未舗装の上、急勾配の形態となっているため、激しい降雨時には路面が洗掘され、道路が損傷するとともに、洗掘された土砂が町道へ流出する状況となっており、現在は維持補修で対応しているところであります。

このことから、柏ヶ丘公園に連絡する道路については、通行者の安全確保を図るため、現在策定中であります公園長寿命化計画に舗装整備を組み入れているところでありますが、早期整備の実現に向け検討してまいります。

また、霊園内道路においても、未舗装で急勾配のため、降雨により路面状態が悪くなりやすい状態となっており、維持補修で対応しておりますが、降雨による道路損傷を減少させるための調査検討を行いますので、御理解を願います。

避難所及び避難経路につきましては、現在地域防災計画の見直し作業中でありますが、避難所までの経路確保、除雪対策は重要項目として、美幌町地域防災計画検討委員会の意見を取り入れ、現在指定されている避難所の変更及び地域内の民間施設を一時的に避難場所とするなどの対策を含めた検討を行い、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための万全の対策を期してまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　再質問をさせていただきたいと思います。

一つは、ＴＰＰ参加反対の今後の取り組みの問題であります。

私も美幌町が行っている努力については、十分評価をしております。ここに持ってきておりますが、広報びほろ９月号、８月号、７月号、６月号、飛んで４月号ということで、今期に入って、ほとんど毎号連載されています。

１年ぐらい前に、私、全道の調査をしたことあるのですが、美幌町以外は広報に載せていないというのが実態でありまして、最近では、１回か２回載せる町があるかもしれませんけれども、執念を燃やして、ＴＰＰがどんな内容のものであるかを町民に知らせるということについては、広報上では、最もすぐれた取り組みになっているのは、もう間違いがないというように思います。

ただ、どれぐらい読まれているかというのは、活字離れもありましてですが、しかし非常に進んでいると。

それと、美幌町に来られた方々が、この春から異口同音にお話しされているのは、真っ赤なのぼりがどこに行ってもあるということで、この秋には、今度は農村部にも目立つということで、農民同盟の皆さんの取り組みが、これは読まなくても目に飛び込んでくるので、だれの目にもわかるという状況になっています。あるいは、ポスターがあり、看板がありということで、美幌町の町の雰囲気は、足を踏み入れればすぐわかるという状況になっていることは、十二分に評価をしております。

実は、私どもで発行している議会と自治体という本ですが、ここには鹿児島県の徳之島の取り組みと、あわせて美幌町のそういう取り組みについて、実は全国に紹介させていただいておりまして、これは私がやっているということではなくて、美幌町がどんな思いで、どんな取り組みをしているかということを紹介をさせていただいている、そういう状況であります。十二分に評価をした上で、しかし町民のアンケートというのはなかなかできないので、町内の世論調査というのはわかりませんが、全国的には、私の実感で言えば、まだまだＴＰＰの協定参加に賛成だという世論のほうが、反対世論を上回っているなというのが実感であります。

したがって、早ければ、もしかして１１月

にも総選挙があるかもしれない。あるいは、おくれても年明け早々だろうと言われておりまして、ここに各政党がＴＰＰ交渉協定参加の是非をめぐって公約を発表するだろうというように思っています。

それから、来年の夏には必ず参議院選挙はあるということで、１年以内に大きな国民の審判が二度あるという状況を考えたときに、世論を逆転させるという取り組みは、半端な話ではないのだろうというように思っています。

そういう意味で、第１回目にお聞きしたのですが、御答弁では、ＴＰＰの参加表明を先送りした状況は当然だと思っているが、まだ今のところ反対集会やデモ行進などは、改めては考えてはいないという状況で、情勢を的確にとらえた中での判断が必要だということであります。

ぜひ私は、美幌町ＴＰＰを考える連絡会議、私、美幌金融協会が参加されたという情報を不勉強で持っていなかったので、多分現時点では、１３団体になるなというように思いますが、１３団体の協議の中で、何をするにしても、一月、二月というのは、あっという間に経過いたしますので、しかるべき時点で必ずやると。世論に訴える、しかもＴＰＰの重さにふさわしい取り組みをやるのだということで、現在からぜひ準備をしていただきたい。情勢を的確にとらえるというのは、今がその準備の期間ではないかというように思います。そういう点で、再度町長の御判断をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　このＴＰＰの問題については、突然に交渉に入りたいというのが表明されたということで、私どものこの地域にとって、一次産業を基幹産業とするこの町においては、壊滅的な打撃を受けるということで、今日まで反対の姿勢を崩さず活動をしてまいりました。

ただいま大江議員から、町の取り組みもいろいろ評価をいただいたり、あるいはまた、もう少し足りないというようなお話もいただきました。

９月１１日の新聞によりますと、アメリカもこの年内は難しいと、先送りにするというような報道がされております。ただ、野田首相がＡＰＥＣで参加表明しなかったというのは、これはただひとえに政局を反映した話で、基本的にはやはり、このＴＰＰ参加というのは、持ち続けているのではないかなと思っております。

そんな中で、民主党の代表選、あるいは自民党の総裁選挙で、今政策論争がまさにされているわけですけれども、その中で原発問題であるとか、あるいは社会保障と税の一体改革であるとか、あるいは領土問題・領海・領空問題含めて国のあり方、これらが論議している中の一つとして、ＴＰＰの問題も争点になっているということではないかと思っております。

私は、基本的に反対でありますけれども、今まさにその代表選であるとか、総裁選で論議されている中で、やはり国のあるべき姿としては、例えばＴＰＰの問題に関して言うと、やはり輸出産業にとってもいい、そして国内産業にとってもいい、消費者にとってもいいという、例えばトリプルウィンをどう図るかというのが、やはり国家的な役割がそこにあるのではないかなと思っておりますので、引き続き今後においてもタイムリーな取り組みをぜひしていきたいと、そんなふうに思っております。

私もことしの東京のふるさと会、東京美幌会の中で、地元では今美幌に来られると真っ赤に染まってますと。それは何かと言うと、ＴＰＰ反対の動きが極めて美幌は大きいと。ぜひとも都会に住んでおられる方についても、ぜひこのＴＰＰが与える、ＴＰＰが交渉参加になると影響があるということで御理解をいただきたいということを訴えてきておりますので、何がタイムリーかというのは非常に難しい問題があると思いますけれども、いずれにしろ反対の姿勢を崩さず、今後もこの

私どもの持っている町の組織の中でしっかりと論議をしながら、引き続き反対の行動をとっていきたいと、そんな思いでございますので御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　私も情勢調べているのですが、さきに行われましたＡＰＥＣの会議の際には、声明で当初年内妥結という目標でありましたが、来年以降に先送りするという考えが示されまして、少し時間がとれるのかなというように思います。

また、１５日に閉幕いたしましたアメリカやオーストラリアなど９カ国によりますＴＰＰの第１４回拡大交渉の中で、合意への前進は強調されたけれども、ここでも目指してきた年内妥結に変わって、各国が１３年末までの妥結に標準を合わせるという方向で、全体的にずれ込んでいるという状況であります。

ちょうどそういうときに、アメリカを初めといたしまして、大変な記録的な干ばつということで、穀物相場がウナギ登りになっています。

簡単でないと、野田首相が完全に前のめりになってまして、これらの状況をちゃんと押さえるかどうかはわかりませんが、しかし再選されるであろう野田首相の多分腹の中には、交渉参加ということは、決める政治をやるのだと言っておられるので、多分無理押しされるだろうと思いますし、自民党さんも東京と北海道では代議士の発言がくるくる変わっているということで、もともとＴＰＰ参加というのか、自由貿易が党是で自民党さんありますので、予断は許されないと。

世論調査で大変支持率が高くなっております、橋下さんが率いる維新の会、ＴＰＰ参加推進ということで、したがって第１党から第３党までなる予定というのですか、そういう大きな勢力は、自由貿易推進ということですから、マスコミも含めまして、国民世論への影響は相当大きいので、巻き返しが当然図られてくるというように思っております。

そこで私は、せっかく１３団体ということで腹が固まっている美幌町ＴＰＰを考える連絡会議が、いよいよ中心の舞台に出てくる段取りではないかというように、そういう意味で思っております。場合によっては、二つの選挙で仮に決着がつかない場合であっても、１３年度中という点では予断を許さないと。しかも、すべての品目が関税撤廃というのが原則でありますので、美幌町が多大な影響を受けることは、これ必至であるというような状況を考えた場合に、秋から少なくとも春、できるだけ早い時期に向かって、相当大規模な、しかもよその町ではまだまだやられてないというような全町民を挙げた取り組みが、今が仕込みの時期になってきているのではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、代表選だとか総裁選に向けて、各候補者がいろいろ公約的なことをお話しして、その中でＴＰＰに対するスタンスもそれぞれあると思います。そんな中で、ＴＰＰについては、もう原則規制のない、すべて解放するということで、我々これが交渉に入ると影響を受けるということで、ＪＡ中央会あたりは、ＦＴＡでもいいのでないか、ＥＰＡでもいいのでないかと、お互い交渉できるからそれでもいいのでないか、そういった論議がないということの中で進んでいくことが、果たしてどうなのかということだと思います。

いずれにしろ、私どもだけで判断して進めるわけにはまいらないと思いますので、連絡会議の中で論議をしながら、そして息切れしないように、やはりやらなければいけないと。

広報のほうも６月から、来月１０月号もまたやろうと思っていますけれども、ネタ切れ気味もちょっとあるので、そういった意味で息切れしないように、間明かないような形で、何とか町民の皆さんにその影響を訴えて、やはりＴＰＰ反対に向かっていきたい

と、そんな思いであります。

ただ、一縷の望みとしては、現政権の中の副大臣が北海道出身の佐々木副大臣であります。上川地方、名寄出身ということで、戸別所得補償のときも担当されていたということで、地域の声を拾い上げてくれているということでありますから、こういったところにも声を上げながら、こういった方の発言も、一部発言として、ＴＰＰに慎重な立場をとっていきたいというような発言もされていますので、さらに突っ込んだ発言で、この北海道における生産者、あるいは地域を憂うものに力を与えていただけるのではないかなと、そのように期待をしているところであります。

いずれにしろ、息切れしないというのが、これ多分長い話になると思いますので、息切れしないような取り組みをしっかりと着実に取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　ぜひしっかり計画を練っていただいて、美幌町民も、あるいは道内の自治体の皆さんも発想を、ＴＰＰに対する取り組み、見事だと言われるような取り組みを、ぜひこの１３団体で御検討いただければと思います。

ようやく最近大手マスコミも、国民の深いところで動いている、その行動については、発表せざるを得ないというふうに姿勢も変わってきております。ぜひそういう点で、情勢を一変させるような計画を、ぜひ御検討いただきたいということで、地元の問題については終わりにいたしますが、管内的な規模の反対運動という点で、私参加はしておりますが、何とも十分でないのではないかというのが、燃え切らないというのですかね、不完全燃焼で戻っております。これだけ美幌町が試算を発表しておりますように、町が崩壊すると言われる割には、その取り組みが弱いというのが一つの特徴だなというように思っています。

美幌町長も含む管内の首長会議、議会のメンバーも入っておりますので、行政、議会も含めて検討されている割には、ちょっと元気がないというのが実態であります。

農閑期が迫ってもきていると、忙しい中でという時ももちろんあると思いますが、やろうとすれば、十分できる時期を今控えているということで、必ずしも総合振興局所在地ではなくて、やっぱり最大のへそのあたりの北見市を舞台にいたしまして、少しけた違いの取り組みをやらないと、全オホーツクの機運は上がらないというふうに思います。その提起は美幌町長が行って、十分値があるというふうに思いますので、いま一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　今、オホーツク管内１８市町村ですか、同じような産業形態だと思います。酪農、畜産、畑作の違いはあるとはいえ、第一次産業を基幹産業とするというのは、地域では一致すると思いますけれども、その中でも、やはり若干の温度差があるのは、これあります。その中で、美幌がかなり進んだ取り組みをしているということで、そういった実績を踏まえながら、また、自信を持って、町村会の中でも情勢を見ながら、また発言をしていきたていと思っております。

美幌が進んでいるというような自負を持っていると、議員おっしゃるように不完全燃焼の部分も感じないわけではありませんけれども、これを言ってしまうと、またいろいろ差しさわりがあるので、この程度にとどめておきたいと思いますけれども、いずれにしろ美幌だけ頑張ってもだめでありますし、農業だけ頑張ってもだめだと。その他２４分野があるわけですから、すべてのところで、やはり影響があるという認識を再度していかなければ、都市型の市が余り熱心でないとか、農村地帯だけ頑張っているということではだめだと、そんなふうに思っております。そういった意味で、最初のときにお答えしたように、我々も都市、輸出産業が並ぶこの太平洋地域

とけんかするという意味ではなくて、お互いやはり日本の国内で、お互いを理解し、尊重し合う中で、やはり日本の発展を願うというのが基本だと思います。

ややもすると、すべての問題が国の指導のもと、対立軸をつくって、その中での話ということでは、国をつくる形としては非常にどうなのかなという思いありますので、できる限りの機会を見つけて発言をしていきたいと、そんなことを思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　次のテーマもありますので、ＴＰＰについては、この程度といたしたいと思います。

美幌ふるさと祭りについてであります。

最近１０年間の出店数、それから参加数のデータは、担当からいただいてまいりました。この間、６０店舗から５０店舗で大体推移しているというような状況かと思いますが、２年前５４店舗、昨年４８店舗、ことし４２店舗ということで、店舗数の減少について大変気になります。

私は、２０年前には美幌町にいなかったのでわからないのですが、当時は相当の出店数があったということで、人によって評価が違いますので、この際、最も多かったのはどの時期で、どの程度の出店数があったのか、２けたを超えたという話もありますし、いや、８０店舗前後でないかというような話もありまして、とりあえず共通認識にするという点で、もしデータがございましたらお示しいただければと思います。

○議長（古舘繁夫君）　住民活動主幹。

○住民活動主幹（丸山俊夫君）　ふるさと祭りを開始した当初の店舗数につきましては、当時の資料によりますと、平成４年で７９店舗の出店ということとなっております。それで、一番多い人数につきまして実行委員会のほうに聞きますと、平成４年の二、三年後あと、たしか３店舗か４店舗多いのが一番多かったのではないかという話でありますので、一番多いのは、８３店舗程度かなというふうに考えております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　そういたしますと、ことし４２店舗なので、半減しているということだと思います。

私も５年前から出店させていただいているかなというふうに思っておりまして、その当時のにぎわい、にぎわいにおいては、余り変わってないのかなと、人出についてはそんな感じしておりますが、店舗数はやはり少し寂しいという感じをしております。

この２年前の５４、３年前なら５７ということで、５７、５４、４８、４２と減少傾向にある。今のうちだから、何とか手を打つ必要があるのではないかというように思ったのが質問のきっかけであります。

申し上げますが、私は暴力団の資金源を絶つ目的で町民手づくり、しかも２０年以上続いているということについては、最大限評価をしている者の一人であります。

そして、１０万人ぐらいの来場者があるということですが、この点については、同じような顔ぶれが何回も往復してますのでね、１０万人本当に来ているかどうかはちょっとわかりませんが、いずれにしましても、子供さんを含めて安心し切って楽しんでいるというこの祭りを、しり切れトンボにさせてはいけない。かつてこうだったということで、昔話にされるのでは、芸のない話だなというふうに思っておりまして、そういう意味で、再興を図るために何が今必要なのかということで、そういう問題意識で質問に立っているわけであります。

そこで、再質問いたしますが、出店数の減少の要因について、実行委員会では、平日開催による出店スタッフの確保の問題などが指摘をされておりますが、今年は火水木であります。来年は水木金、１日ずれていくのだろうというふうに思います。したがって、７年間で平日開催を余儀なくされるのは、３回ほどあるのでないかというように思いますが、そういう場合でも出店数をどう確保するのか

という問題が実はあるのだろうと思います。

それと、出店した店が率直な意見を述べる場所というのは、多分私の記憶では、この４年間ほどないかなというように思っております。したがって、ことしからぜひ出店をして、どう改善をすべきなのか、どのように発展させるべきなのかという点で、４２の店舗はもとよりですが、広く町民の皆様に、より発展させるためにどういう御意見をお持ちなのか、これはぜひやっていただきたいというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

当初やるよという御回答、御答弁をいただけるかなと思ったのですが、そのようになっていないので再度伺いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　議員おっしゃるように、資料もお手元に届いているということで、多少年度によってでこぼこがあります。出店数がふえたり、あるいは減ったりということで、ここ３カ年見ると減少傾向だと。

今担当のほうから、最大で８３店舗あって、今４２店舗だということで、ただこれが、やはり一過性のものなのか、あるいはこのふるさと祭りが、経年的に興味を失って減ってきているのかというようなことの要因がなかなか難しいというのがあると思います。その辺、原因をどうつかまえていくかということが、マーケット調査を含めてやったらどうでしょうかというような御提案だと思います。

それで、この推移を見ますと、店舗は減ってますけれども、来場者の数は余り減ってない。１０万人が正しいかどうかと言うよりは、これはもう主催者発表ですから、議員信じるというか、これはもう尊重して受けとめていただきたいと思いますけれども、来場者の数も、最大で今手元に持っている資料で１３万人ですから、まあいずれにしろ１０万人を超える人を集めるお祭りですから、来場者は余り変化がない中、店舗の数が減ると。

これちょっと中身見てみないとわかりませんけれども、店舗の種類も多分、昔は植木が何店舗があったりして、今植木は多分ないと思いますけれども、そういった意味で、時代によって変わってきているのだろうなと。

それで、店舗数減るのが、これ一過性のものであれば非常にありがたいということで、１回目の答弁で、駐屯地隊員の皆さんが演習に行ったということで、実はことしも予定されていたということですが、演習入ったということで、来年にもまた出店を計画したいというようなことあると思います。

いずれにしろ、アンケート調査がいいのかどうかを含めて、今回かなり具体的な御提案の質問をいただいております。これは委員会だけでなくて、こういう公の場で具体的な提案をいただいたので、町民の皆さんも多分報道を通じて、この実態をわかっていただけるということで、こういったことが表の論議をされるということは極めて重要だと思いますので、町だけで決められる話でもありませんので、数多くの団体が参加しての実行委員会をつくっておりますので、その中で論議をぜひしていただきたいし、私どもも論議の提案をさせていただきたい。

ただふえれば、ふえて少し甘さが出て、何かの力がそこから入ってくるということだけは基本的にさせてはならない。

この祭り、２１回目です。２１年前に初めて取り組んだときの、その取り組みのことを考えると、議員おっしゃるように、この祭りをやはり衰退させたり、やめてしまうということだけは、何としても阻止しなければならないだろうと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　昨年、２０回の記念ということで、最初の段階で美幌警察署におられた幹部の方が、私の店にお寄りいただいて、こういう話をされました。素人は大変いいんだと。けれども、２０年続くとは思わなかったという話です。その理由は、どうしてもマンネリに陥るので気をつけたほうがいい

よと。プロはプロとしてそれなりに考えているので、いいところは取り入れて、参加させるという意味ではもちろんなくて、マンネリだけは気をつけないと廃れるよというお話をされて、耳に残っております。

私どもも、これだけの、１０万人が例えば１，０００円お買い物いただいたら、１店舗当たり幾らだという話をされる実行委員会の方もいらっしゃいましたけれども、そんな簡単な状況ではないのですよね。全くのボランティアで、ボランティアなので黒字になるというのが実態で、そういう中でも美幌らしさをどうやって追求するかということで、イチゴを出したり、あるいは最近ではトマトを出したりということで、農業の町美幌ということを意識した取り組みはしているつもりですが、より美幌らしさというものを追求する必要はあるだろうというように思っています。

今回は、あと１年近く日にちがあるということで、問題提起もありまして、幾つかの課題を提起させていただいたのですが、ぜひ町民参加という部分については、住民参加ではなくて、やっぱり美幌町に縁の深い方々の力もぜひこの際かりて、知恵と力をかりながら、広い意味の町民参加という道は、ぜひ追求していただきたいと。もちろん暴力団構成員であれば、警察はリストを持っておられるので、事前にチェックできると思いますし、出店の責任者も連帯責任だよということで対応も可能ではないかと思いますので、このことについては、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　基本はもう手づくり、町民の皆さんが手づくりということですので、町民参加、広義に考えるという御提案でありますけれども、先ほど言いましたように、資格を甘くすると、やはり一気に崩れるという、そういう懸念もありますので、慎重に考えていきたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　２番大江道男さん。

○２番（大江道男君）　時間がありませんので、ぜひ前向きに御検討いただければということを申し上げて、次に移ります。

柏ヶ丘霊園内道路整備についてでありますが、第１回目の御答弁で、公園長寿命化計画で舗装整備をできるだけ早く実現をしていきたいという方向性が出されたことは、大変ありがたいというように思っています。

その際、多分これで最後の質問にならざるを得ないかと思いますので、一、二点まとめますが、舗装整備の際には、ぜひ墓園東側墓地へのアクセスを、日常的に行けるというふうに路線を図っていただけないかというのが１点であります。

それから、現在墓園東側の墓地につきましては、スポーツセンターの駐車場のロープをほどいて、一時的に通行可能な状況をお盆のときにされてます。ただ、この場所は障害者の車いす駐車場そのものでありまして、スポーツセンターを利用されている身障者から不便なんだという声もございます。墓参はお盆以外にもされていますので、しかもこれから高齢社会が進みます。当面の措置としても、東側墓地へのアクセス道路の改善ができないか、なお御検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　ふるさと祭り、前向きに考えてということであります。美幌町のさまざまな祭りも、かなり回を重ねたものがあります。美幌峠まつりが５８回、ことしで５８回です。それから、観光和牛まつりが３３回、ふるさと盆踊りが１０回、それからデュアスロンが２６回、ふるさと祭りが２１回と、冬まつりが２２回ということで、例えば和牛まつりも、当初は川下りもやっておりました。それから、スカイダイビングもやっておりました。時代によって、やはり残すために、これからもあり続けるためにどう変えていくか、このことが極めて重要だと思いますので、町も検討しますし、実行委員会含めて検討していきたいと思っております。

それから、柏ヶ丘公園のことでありますけれども、南に南町と元町の急斜面の道路については、公園の長寿命化の中で考えていきたいということでありますけれども、東側全体通じて、墓園の中、市街地共同墓地含めたあそこのアクセスをどうするかということは、これ重要なことだと思いますので、全体の中で検討しなければいけないなと思っております。

また、東側のところについては、ロープを外してということでありますけれども、これもできることは、速やかにやれるようなことは考えていきたいと、そんなふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　以上で、２番大江道男さんの一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、２時３０分からとします。

午後　２時１５分　休憩

午後　２時３０分　再開

○議長（古舘繁夫君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第３　諮問第２号

○議長（古舘繁夫君）　日程第３　諮問第２号人権擁護委員候補の推薦についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（土谷耕治君）　諮問第２号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

人権擁護委員渡部順子氏、長岡敬幸氏は、平成２４年１２月３１日をもって任期満了となるので、次の者を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員会法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるという内容でございます。

記。

住所、美幌町字東２条南１丁目１番地の１４。

氏名、渡部順子さん。

生年月日、昭和１５年９月２０日。

住所、美幌町字西１条南２丁目１５番地の１。

氏名、長岡敬幸さん。

生年月日、昭和２４年１月１１日であります。

お二人について、議会の御意見をいただきたいという内容でございます。

御説明を申し上げました。よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、諮問第２号人権擁護委員候補の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、諮問のとおり適任とする意見に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本件は諮問のとおり適任とする意見に決定しました。

◎日程第４　議案第４８号

○議長（古舘繁夫君）　日程第４　議案第４８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　議案の３ページをお開き願いたいと思います。

議案第４８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町基金条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとするということで、改正内容につきましては、参考資料で御説明をいたしますので、参考資料の１ページをお開

きいただきたいと思います。

今回の基金条例の改正目的でありますけれども、大きくは２点でございます。

１点目につきましては、美幌町民会館第１ホール「びほーる」の完成に伴いまして、従来ありました教育文化会館基金、これは建設を目的とした基金でありましたので、この基金を廃止し、町内外の方々から芸術文化振興を目的とした御寄附も既にいただいておりますことから、また、さらに今後教育文化振興のために力をやはり注いでいかなければならないということで、ソフト面の充実を図るという目的を持った芸術文化振興基金を新たに創設をするものであります。

２点目につきましては、町営住宅敷金基金の運用益金の処理について、現在規定をしておりますけれども、町営住宅入居者の共同の利便となる施設費にその益金、これは基金利息であります。この利息につきましては、施設費に充てることを規定するものであります。

改正内容といたしましては、まず１点目の芸術文化振興基金の創設並びに従前の文化会館建設基金の廃止につきましては、それぞれ削除するものと加えるものということで、さらに第３番目に書いてあります、第５条第４項第２号関係につきましては、ふるさとづくり基金の処分についての規定であります。その中で、文化及びスポーツ振興事業という文言が入っておりますけれども、この文化について、芸術文化振興基金の目的のほうに持ってまいりますので、この部分をふるさとづくり基金の処分目的から削除いたすという文言整理でございます。

そして、町営住宅敷金基金につきましては、先ほども申し上げましたように、この基金につきましては、今現在の規定では、他の基金と同様に、その基金の運用から生じる収益、基金利息につきましては、基金に編入することとなっているわけでございますけれども、この町営住宅敷金というものは、あくまでも家賃の預かり金でございますので、その性質から、ほかの基金と扱いを異なりまして、それは基金化するのではなくて、目的で今説明しましたように、その年度年度の施設費に充てるということに文言を整理しようとするものでございます。

施行日につきましては、平成２４年９月２８日。

なお、参考資料の２ページから３ページにかけまして新旧対照表を添付しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　今の説明、間違いだとは思っていませんが、議運のときの説明と多少違うのかなという思いがあります。本来は基金の整理のときの扱いで、何か失念していたからというような御説明もあった上で、そういう趣旨からいって、この利息分ですか、上のほうに使いたいということを、復活させたいという趣旨だったかなという思いが１点あります。そういう意味では、今回復活に向けてのお話かなというふうに純粋に承りたいのですが、この何年間の間、不都合があったら、その辺も改めて御紹介をいただきながら、この復活に対して、真摯に採決したいなと思っております。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　ただいま吉住議員の御質問でございますが、議運のときに説明したとおりでございます。詳しくは、平成２１年に基金条例を統合いたしました。そのときに、一本化した条例に直したわけでございますが、そのときに、この町営住宅敷金基金の運用基金の処理についての規定も、他の基金と同様の扱いで実は規定したところであります。しかし、先ほど説明したように、この敷金の基金の運用益というのは、やはり他の基金とは性格が違いますので、実はそのときから、本来はそのときに、この規定を今の

直そうとしている規定にすべきであったことを、他の基金と一緒になってしまったということで、失念をしたということで、今回改めてもとに戻したいということでお願いしたいということであります。よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第４８号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第５　議案第４９号

○議長（古舘繁夫君）　日程第５　議案第４９号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第６号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　それでは、議案の５ページをお開きいただきたいと思います。

議案第４９号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第６号）について御説明を申し上げます。

平成２４年度美幌町の一般会計補正予算（第６号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，８０２万９，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ９５億９，４１４万１，０００円とする。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

それでは、議案の１７ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

総務費、一番上段でございます財政管理事業の普通旅費１１万２，０００円の増額補正でございます。この増額補正につきましては、不採算地区病院にかかる特別交付税措置の経過措置が、御承知のとおり平成２５年度までの時限的な措置となっておりまして、２５年度をもって満了となります。その後の財政措置につきましては、現在のところ、まだ何も決まっているものがございません。見通しについてもございませんが、何らかの措置がなければ病院経営は大変な危機に陥る、あるいは美幌町の財政も大変な危機に陥るということで、同様の自治体とも連携をとりながら、国、道に働きかけ、何とかその後の財政支援についてもお願いをしてまいりたいということで、その旅費の増額をお願いをしたいというものでございます。

次に、企画費の一般事務費、各種研修等報償２０万円の減額と、一つ飛びまして、負担金にあります自治基本条例制定１周年記念事業実行委員会負担金の増額補正３１万円につきましては、これ予算の組みかえでございます。当初予算では、直営でこの記念事業を実施することで、報償費で予算を組んでいたところでありますけれども、今回実行委員会方式にいたしたところでございまして、今回報償費から負担金に組みかえをさせていただきたいということが１点と、この内容が自治推進委員会等で議論した中でほぼ決定をいたしまして、その事業費の確定によりまして、今回若干の増額をさせていただきたいというものでございます。

この事業費総額では、４６万円を見ておりまして、そのうち３１万円が町負担、それから社会福祉協議会が１０万円、包括支援センターが５万円ということで、三者共同により捻出をいたしまして実施するというものでございまして、メーンは記念の講演会、そして

フォトコンテストを実施するという内容になってございます。

１段戻りまして普通旅費１１万９，０００円の増額でございますが、これにつきましては、現過疎法の関係でございます。現過疎法は、ことし平成３２年まで期限を単純延長の決定をいたしたところでございます。しかし、その過疎要件につきましては、今のところ改正の決定には至っていないということで、このままですと美幌町は過疎指定は受けられないということになりますが、現実問題として、この過疎要件の内容で、人口に関してでございますけれども、人口の減少率は平成１７年の国調と、それ以前の人口に対する減少率を実は今使っているところであります。しかし、平成２２年の国調が既に決定をし、公表されたところでありますが、現在のところ、その新しい国調を要件として置きかえるという考え方は、まだ国は打ち出しておりません。しかし、美幌町の場合、平成２２年度国調を用いますと、今の過疎要件に合致するというようなことから、何とかこの辺の見直しを国に働きをかけて、最新の国調を使うようにしていただきたいということで、そういった要請活動を行いたいという活動費の旅費でございます。

次に、積立金でございます。２１７万円の増額補正でございます。

まず、１点目は、６月２２日に新町１丁目３７番地の１１にお住まいの宮田博行様より、故父貢様が亡くなりまして４９日が過ぎ、生前町にお世話になったということで、まちづくりのために役立ててほしいと１００万円の寄附をいただいたこと。それから、２点目としまして、８月２１日に東１条北３丁目、マルヤビル３０周年記念事業実行委員会代表圓谷知美様より、記念事業の収益金の一部をまちづくりに役立ててほしいと２万円の御寄附を。さらに５月２４日から８月２４日までに受けましたふるさと寄附金２７件、４１６万円のうち、目的を定めない寄附金といたしまして１１５万円、これらをふるさとづくり基金に積み立てをしようとするものでございます。積み立て後の年度末の基金残高は、８，６７２万円となる見込みでございます。

次に、国内外交流事業でケンブリッジ交流事業負担金１３万５，０００円の新規増額補正でございます。これにつきましては、平成１６年以来でありますけれども、今年１０月１０日から１５日にかけまして、５泊６日で１０名の方がケンブリッジから来町するということに決定をいたしまして、これらにかかる交流事業経費として補正をいただこうとするものでございます。

次に、需用費の修繕料、会館管理費の修繕料でございます。これは町民会館の修繕料でありますけれども、「びほーる」完成によりまして、電話交換機等の関係で、点検、運行等を実は行ったところ、この電話交換機につきましては、昭和６０年に設置したものでありまして、既に２７年使用し、既に部品がもう製造されていないということで、今後故障が起きますと修理不可能ということが判明をいたしましたので、今回この更新をさせていただきたいということで増額をお願いするものでございます。

次に、住民活動の地域集会室用建物改修工事１，１８３万４，０００円でございます。これにつきましては、５月臨時町議会で財産購入費の議決をいただいた旧釧路地方法務局美幌出張所建物を主に地域集会室に改修する計画で、地元自治会等と協議が整いまして、今回予算化をお願いし、年内をめどに供用開始を目指すというものでございまして、改修内容につきましては、このたび追加配付資料といたしまして、参考資料として配付をさせていただきましたので、追加資料の１枚ものを見ていただきたいと思います。

これは改修内容の平面図でございます。

改修内容の主な点でございますけれども、簡単に言いますと、建物の右側半分になりますが、このホールからポーチにかけて右側、そして下が集会室１、２でございますが、こ

の部分が、今までの法務局の事務所として使われていた１フロアになっている部分でございます。この部分を、この図面のように、まずはホールを設けまして、ここから靴を脱いでいただいて上履きで上がって使っていただくということで考えている計画でございます。そして、このホールの部分につきましては、床をタイルカーペット張りにするという内容でございます。そして、廊下等を設けるために、間仕切りをごらんのようにつけまして、ドア等をつけまして、大きくは集会室１と集会室２に分けて、この間を可動間仕切りで１部屋でも２部屋でも両方で使えるというようにするということで、記載の面積のとおりでありまして、この集会室１、２を合わせますと、面積的には９８．６平方メートルになります。

ちなみに、現在の南町集会室での、主に集会所として使用されている部屋につきましては、旧裁判所でありますけれども、２階になります会議室でありまして、約３０平米ということで、非常に狭い部屋でございます。これに比べますと、約３倍の広さが使えるというようなことと、小さな会議では二つに分けて使えるというようなこと、さらには今まで２階を主に使っておりましたけれども、今回は平屋建てということで、１階で使えるということで、相当使い勝手がいい状況になろうかなと思います。

この集会室１、２につきましても、ホールと同様床をタイルカーペット張り、今はＰタイルでございますけれども、それをタイルカーペット張り、簡単に言うとじゅうたん張りの状態にして、テーブル、いすでも使えますし、そのまま座布団等で座っても使えるというような、両方で使えるような内容にいたしたいという計画でございます。

また、選挙時におきましては、投票所としても使いたいという意向が選挙管理委員会のほうからもありましたので、一応土足厳禁になっておりますけれども、ほかの投票所と同様、シート等を敷いた中で投票所として使っていただくという内容で協議が整っております。

工事概要につきましては、下のほうに書いてありますように、間仕切りは廊下、部屋を分けるというようなことで、軽量鉄骨で間仕切りを設けまして、壁を張りまして集会室と倉庫と廊下、それらに区分をいたしまして、ドア等をつけるという内容でございます。

さらには、ポーチと風除室になります。現在は自動ドアでありますけれども、保守点検等に費用はやっぱり要するために、この部分については、手動式に取りかえるという内容になっております。

そのほか、外部の工事といたしまして、屋上の防水につきまして、防水改修を行うということの内容でございます。

ほかには、建築附帯の電気設備工事として、照明器具の移転・増設でありますとか、消防用設備の設置でありますとか、あるいは機械設備といたしましては、ストーブの設置あるいは灯油タンクの移設、あるいは換気設備の設置、トイレの便器の改修、消防用設備の設置等々になってございます。合わせまして、予算総額は１，１８３万４，０００円となりまして、すべて一般財源でございます。

それでは、議案の１７ページにお戻り願いたいと思います。

庁用備品でございます。５２万６，０００円の新規増額補正でございます。これにつきましては、新たな集会室の会議用テーブル２０台分とパイプいす６０脚の分でございます。

次に、財政調整等基金費の積立金の１００万円の増額補正でございますが、これにつきましては、８月１０日に東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様から、「びほーる」オープンに伴いまして、備品施設整備に役立ててほしいと１００万円の御寄附をいただきましたので、今後「びほーる」でさらに備品等の不足分が出たときに活用させていただくということで、公共施設整備基金に積み立てをしようとするものでございます。

年度末における公共施設整備基金の残高は、７億３，４５０万３，０００円となる見込みでございます。

次に、諸費でございます。まず、隊友会美幌支部創立５０周年記念事業補助金３０万円の新規増額補正でございますが、これにつきましては、今年隊友会美幌支部が創立５０周年を迎えるということで、記念誌を発行するということでの申請がございまして、他の記念誌事業補助金と同様に、その２分の１を補助するものでございます。記念誌は、３４５部の作成ということで伺っております。

次に、一番下になりますが、東日本大震災復興支援事業といたしまして、各種行事等報償１５万円から、次のページ、特別旅費１９万２，０００円、消耗品費７，０００円、通信運搬費７万円の増額補正でございます。これにつきましては、今現在宮城県山元町に町職員１名を派遣をしておりますけれども、この山元町において、まだまだ完全な復興には至ってないわけでございますが、昨年度から、この住民の方々の笑顔と元気を取り戻し、復興への活力を生み出すイベントといたしまして、山元町ふれあい産業祭りというのを催しているということでございます。

このたび、このお祭りに際して、復興支援ブースへの出店依頼がありました。我が町といたしましても、さらに復興の一助にということで、さらなる支援、この要望にこたえたく、その出店経費を予算化をしたいというものでございまして、一番上段の各種行事等報償費につきましては、観光物産協会にもお願いをいたしまして、２名に行っていただくという経費でございます。

それから、次のページ、１９ページの上段、特別旅費につきましては、町の職員も２名を派遣するという旅費でございます。

次の消耗品費につきましては、出店に伴います資材の梱包資材分でございます。

それから、通信運搬費につきましては、物資の運搬費でございます。

なお、このほかに職員組合からも１人から２人の派遣をするということで協議が整っておりまして、今行っております派遣職員合わせますと、最大で７名が参加をし、出店をし、イベントに参加をして盛り上げたいというものでございます。

また、さらには特産品につきましては、ＪＡあるいは商工会議所からも支援をいただけるということになってございますので、御理解願いたいと思います。

次、１９ページの統計調査費でございますけれども、消耗品の増２万３，０００円、これにつきましては、歳入でも触れますが、経済センサス活動調査委託金の増額配分があったことによる消耗品の増額ということで、プリンタートナーの１箱分の計上でございます。

次に、民生費でございます。社会福祉費の積立金４万円の増額でございますが、これにつきましては、６月２５日にありましたふるさと寄附金１万円と、７月３０日にありました栄町１丁目１４番地の２にお住まいの加藤幸子様より、７月７日、夫三郎様がご逝去され、生前障害福祉サービスのお世話になったことから、社会福祉のために役立ててほしいと３万円の御寄附をいただきましたので、今回福祉基金に積み立てをしようとするものでございまして、年度末における基金残高の見込みは、３億４，７８５万７，０００円の見込みでございます。

次、高齢者福祉費の老人保健医療事業費における償還金利子及び割引料につきましては、平成２３年度分支払い基金交付金精算による返還金でございます。

次の障害者自立支援事業の償還金利子及び割引料につきましても、平成２３年度分精算による返還金でございまして、中身は更生医療費、それから補装具費の精算による返還金でございます。

次、児童福祉費でございます。認可外保育所利用者補助金４０万７，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、補助対象児の増ということで、内訳といたしまし

ては、ゼロ歳児が４名から７名にふえたこと、１歳児が６名から８名にふえたこと、２歳児が２名から３名にふえたことによるものでございます。

このページの一番下になります保育園費、通信運搬費でございます。６万２，０００円の増額でございますが、２３年度において火災通報装置を設置したところでありましたが、電話回線の増設が必要となったことから、これらを増設する費用として６万２，０００円を増額しようとするものでございます。

次、２１ページをお開き願いたいと思います。

一番上段のごみ処分場維持管理事業の光熱水費３１５万４，０００円の増額でございますが、これにつきましては、第３期埋め立て処分場侵出水処理施設の電気料金でございますが、今年度から第１基、２基の水処理施設と第３基の水処理施設が併用運行をいたしております。これに伴いまして、２カ所の水処理施設が同時に稼働していくわけでございますが、この電気料金の見込みが当初見込みよりも大幅にふえていることから、今回増額をお願いしようとするものでございます。

次に、農林水産業費であります。農業振興費の青年就農給付金３００万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成２４年度から国が打ち出しました新規就農者総合支援事業を実施するに当たりまして、本町において、平成２１年４月に就農した２名、ぼちぼち農園の２名でございます。この方が２名とも対象になりまして、１名当たり１５０万円の北海道青年就農給付金事業補助金の交付決定があったために、今回間接補助ということで３００万円の補助金を歳入歳出ともに計上いたすところでございます。

次に、農地費でございます。団体営土地改良事業費の修繕料４１２万７，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、昭和５１年から５２年に整備いたしました豊栄地区営農用水施設の用水ポンプの老朽化による更新でございまして、２５年間使用してきたわけでございますけれども、このポンプが老朽化によって部品等もなくなり、いつ壊れてもおかしくない状態になったということから更新をするものでございまして、分担割合といたしまして、当時の分担割合１７．５％が地元の分担金といたしまして、その残りを町が負担するということで、今回総額では４１２万７，０００円。後ほど歳入で御説明いたしますが、１７．５％分を組合から分担金としていただくものでございます。

次、林業費の積立金６万９，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、７月１０日、仲町２丁目８６番地の株式会社宮田建設様から、森林整備協定による寄附金といたしまして６万９，０００円の御寄附をいただきましたので、未来への森づくり基金へ積み立てするものでございまして、年度末における基金残高は、１，７０９万１，０００円となる見込みでございます。

次に、教育費でございます。文化ホール整備事業の積立金４万９，０００円の減額補正でございます。これにつきましては、教育文化会館建設基金廃止に伴います利子分の整理でございます。

次に、芸術文化振興事業の積立金８１６万３，０００円の増額補正でございますが、これにつきましては、まず１点目といたしまして、ふるさとづくり基金に既に積んでおります、この文化振興のための基金ということで２件、５００万円がございます。これを積みかえをしようとするものでございます。

一つには、平成２３年度に積み立てをいたしました本田忠盛様からの御寄附分といたしまして３００万円。平成２４年度に積み立てをいたしました平間道昭様から御寄附をいただきました２００万円でございます。

それから、芸術文化鑑賞機会充実のための寄附といたしまして、まず１点目が、７月２日、大通北３丁目、株式会社久山商店、代表取締役久山邦徳様から、創業１００年を迎え、「びほーる」での文化鑑賞機会充実のた

め役立ててほしいと１００万円の寄附をいただいたもの。それから、７月１０日、仙台市にお住まいの佐久間洋子様から、「びほーる」オープンを記念して、文化振興に役立ててほしいと２００万円の御寄附をいただきましたこと。３点目といたしまして、７月２４日、日本舞踊藤間勘喜美会、会主村上悦子様から、「びほーる」整備に伴い、文化事業の充実に役立ててほしいと５万円の御寄附を。８月２日、町内匿名希望者の方から、「びほーる」整備に伴い、文化事業の充実に役立ててほしいと１０万円の御寄附をいただいたこと。そして芸術文化振興基金の平成２４年度中における利子の見込みとして１万３，０００円を見込まして、トータルで８１６万３，０００円を今回増額補正をしようとするものでございます。

それでは、歳入でございますので、議案の１３ページにお戻り願いたいと思います。

一番上の上段でございます。豊栄地区営農用水施設送水ポンプ等修繕事業分担金につきましては、先ほど農地費で御説明いたしました、利用組合が負担する１７．５％相当分でございます。

次の段の青年就農給付金事業補助金３００万円につきましても、歳出で御説明いたしましたとおり、１０分の１０の補助金でありますとともに、トンネル補助といいますか、間接補助ということで、歳入歳出同額の予算計上でございます。

それから、委託金で経済センサス活動調査委託金の増１０万７，０００円の増額でございますが、これも歳出で御説明いたしました委託金の増額配分となったものでございます。

次に、財産収入の教育文化会館基金利子の減ということで４万９，０００円の減額補正でございます。これも歳出で御説明いたしましたとおり、文化会館基金の廃止による減額補正でございます。

次の女満別空港ビル出資配当金６０万円の増額でございます。これにつきましては、本町で持っております持ち株４００株に対する配当金でございまして、１株当たり１，５００円の配当があったものでございます。

次、芸術文化振興基金利子１万３，０００円につきましては、新たな基金新設に伴いまして、本年度中の利子として見込んだもので、０．３％分としての利率で１万３，０００円を見込んだものでございます。

次、財産売払収入でございます。株式会社美幌峠牧場振興公社出資証券清算収入ということで、１４０万１，０００円の増額補正でございます。これにつきましては、美幌町が持っております１８０株、これは全株でございますけれども、この株の清算によりまして、１株当たり８，０６６円の配当がありましたことと、一部供託金として５万円がまだ、供託している部分がございますので、それを差し引きまして、今回１４０万１，０００円を増額補正しようとするものでございます。

次、寄附金でございます。

まず、一般寄附金の増ということで、１０４万円の増額でございます。これにつきましては、まず６月２２日、これは歳出で御説明いたしましたが、宮田博行様からの１００万円と、８月１９日に仙台市にお住まいの佐久間洋子様から、「びほーる」オープンの御祝儀といたしまして１万円を当日いただいたものでございます。それから、あわせて同じ日に、元町２１番地にお住まいの牧野紀久子様から、同じく「びほーる」オープン御祝儀といたしまして１万円の御寄附をいただきました。それから、８月２１日、これ先ほど歳出で御説明いたしましたが、東１条北３丁目、マルヤビル３０周年記念事業実行委員会からの御寄附といたしまして、２万円の御寄附でございます。あわせて、１０４万円を寄附金として増額するものでございます。

次に、ふるさと寄附金の増、４１６万円の増額補正でございますが、これにつきましては、５月２４日から８月２４日にかけまして、ふるさと寄附金といたしまして２７件分

をいただいた分を補正するものでございます。このうち、ちなみに１００万円以上の御寄附につきましては、７月１０日の佐久間洋子様からの２００万円、８月１０日、東京都世田谷区にお住まいの本田忠盛様からの１００万円、それから８月２４日、故藤田一男様の御遺族でございます北見市にお住まいの藤田直枝様、英司様からいただきました１００万円でございます。

次に、社会福祉寄附金の増３万円でございます。これにつきましては、７月３０日、栄町１丁目１４番地２にお住まいの加藤幸子様からいただきました分でございます。

次、社会教育費寄附金の増１５５万円でございますが、これにつきましては、まず６月１１日に日本甜菜製糖美幌製糖所から、どんちょうのタペストリー分といたしまして、費用分といたしまして４０万円の御寄附をいただいたもの。それから、歳出で御説明いたしましたが、７月２日にいただきました株式会社久山商店様からの１００万円。次に、これも歳出で御説明いたしました、７月２４日にいただきました日本舞踊藤間勘喜美会様からの５万円。それから８月２日、匿名の方からいただきました１０万円。これについて増額補正をしようとするものでございます。

次に、林業費寄附金でございますが、これも歳出で御説明いたしました、７月１０日にいただきました株式会社宮田建設様からの森林整備協定による寄附金としていただいた６万９，０００円でございます。

次、１５ページをお開きいただきたいと思います。

ふるさとづくり基金繰入金の増５２４万５，０００円の増額でございます。これは先ほども御説明いたしましたが、芸術文化振興基金へ積みかえをするということで５００万円。それから、自治基本条例制定１周年記念事業負担金といたしまして、今回増額分の１１万円。それから、ケンブリッジ交流事業負担金として１３万５，０００円。これらをふるさとづくり基金繰入金から充てるものでございます。これによりまして、ふるさとづくり基金の年度末残高は、８，６７２万円となる見込みでございます。

次に、前年度繰越金の増９８３万６，０００円でございますが、今回の財源調整を前年度繰越金に充てるものでございまして、これによりまして、補正に未計上の繰越金は４，０１２万６，０００円となるところでございます。

最後に、雑入でありますけれども、過年度障害者自立支援給付費等国庫負担金追加交付金と、過年度障害者自立支援給付費道費負担金追加交付金５１２万７，０００円の増につきましては、いずれも平成２３年度分障害者自立支援給付費の国庫並びに道費負担金確定に伴います追加交付金があったことによる増額補正でございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　１７ページ、総務費の９目、南自治会の集会室のことと、続きまして、その上の７番、会館費の電話の交換機のところのこの２点を、ちょっと確認も含めて質問します。

まず一つ目、会館費の修繕費と言われている電話交換機についてなのですけれども、その交換機そのものというのは、町民会館が使っている各部屋にある電話機の交換機だけのことなのか、受話器も入れた交換なのか。また、文化ホール、「びほーる」できてから電話したときに、会館に、事務所にいなくて文化ホール側に職員が行っていて、電話が通じないときがあったものですから、それの対応用の電話機も入れての話なのか、そこをまずちょっとお聞きしたいのです。

○議長（古舘繁夫君）　総務主幹。

○総務主幹（高橋利明君）　町民会館の電話機につきましては、使う受話器だけでなくて電話交換、外線から入ってそれぞれの部屋に

備えつけてあります受話器のほうに通じる電話交換機そのもの、本体も含んだ部分でございます。

「びほーる」側にも、今音響調光室、舞台下手だとか、スタッフルームのほうに電話をつないでおりますが、そちらの部分につなぐ部分の機種につきましても、先ほど説明しましたように、平成元年に町民会館に設置された機器をそのまま使用しておりますので、今既に、もう２３年を経過していることから、交換機も、もう故障をしても部品がもうないと。それと今使っている受話器につきましても、使える在庫がないということで、今回新たに修繕により交換をするものでございます。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　十分わかりました。

それでは、次の地域集会室建設改修工事の内容について、ちょっと一つほど確認と、一つが質問です。

この集会施設そのものの建物が、ＲＣという鉄筋コンクリート造りという形で、もともと機械室にボイラーがあった施設かなということで、今回この改修工事の中に、ＦＦストーブの設置になっていると。なれば、この機械室からのボイラーシステムをやめて、個々の部屋に設置すると。そうなりますと、このＦＦ式ストーブの、ストーブの上にやかんだとか、そういうお湯をわかすものだとか置くようなストーブとなれば、この建物そのものの中に、美幌町でいうところの書庫に重要書類等保管するのでないかなと。その場合、そのストーブから出る水蒸気等が、こういう書庫の中に入っているものに影響が及ぶのでないかなと思いますので、その辺の考え方をお聞きしたい。

それと、この集会室は、近隣の自治会の方々といろいろな意味で協議したのでなかろうかなと思うのですけれども、さっき述べました床のタイルカーペット、これについて特段自治会の方と話し合いが終わっているのかどうか、まずこの２点。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　まず、１点目の暖房機の関係でございますけれども、先ほど説明いたしまして、松浦議員御質問のとおり、今までの法務局はボイラー集中暖房をとっておりましたが、今回は地域集会室としては、それはなかなか好ましくないといいますか、効率的ではないということで、それぞれ個室暖房に切りかえるという改修内容でございます。

図面にもありますように、この右側に長四角のものがありますが、これがＦＦ式ストーブを設置するところでございまして、書庫との関係につきましては、書庫とはこれ完全に分断されておりまして、書庫自体は耐火構造になっております。火の心配はございませんし、あと書庫につきましては、書類が入るということで、換気設備が必要ということで、換気扇を設けるということになってございますので、先ほど御心配いただきましたストーブに、例えばやかん等を乗せて使って、その水蒸気が云々というようなことは、解消を図るという内容になっております。

また、タイルカーペットの部分につきましては、当然これは地域集会室として使われる自治会さんと協議をいたしまして、これが一番いいということで協議をしたところでございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　６番松浦和浩さん。

○６番（松浦和浩君）　このストーブが、ちょっと私もいろいろなところを見ていますけれども、意外とこういう施設の場合、思いもかけない水蒸気が発生すると。ストーブからと言うよりは、火から水が出ますので、ですからこの施設そのものが、結構外部と遮断されている建物になっているので、もし今倉庫の空調機がつくよという部分が的確に確認とれれば、それでよろしいのかなと。

ただ最後に、自治会さんの方が高齢なものですから、畳の部屋も設置するのかなと思ったものなので、これについては特段解消と言うより、問題がないという判断で最後よろし

いですね。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　自治会さんとの協議の中では、畳敷きの話もございましたけれども、提案といたしまして、タイルカーペットであれば、座布団等を、使う使わないはいいのですけれども、そのまま直接座ることもできるし、なかなか今逆にそういったものよりは、テーブル、いす、いすを使ったほうがどうしてもひざが痛いとか、足が痛い方がいらっしゃるので、結局はそういう方が多いということなので、タイルカーペットであれば両方使えるというようなことで御了承を得たところでございます。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませんか。

１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　二つほどお伺いしたいと思います。

１７ページの自治基本条例１周年記念行事のことなのですが、それともう１件は１９ページの一番下の火災報知器の件と、この２件お伺いします。

自治基本条例１周年記念というのは、私が今期出てくる前からのことでありまして、よく存じ上げなかったのでお伺いしたいのですが、当初からこの計画があったのか、現在基本条例の中の議会の部分では、今ずっと議会の中身を皆さんと協議する最中で来たものですから、１周年というのは、どの時点でお決めになって、どの時点でこういうことになったのか、まずお伺いしたい。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　条例制定１周年記念でございますけれども、これにつきましては、２４年度の当初予算編成前に、自治推進委員会等も設置した中で、１周年を迎えるに当たっては、ぜひこういった記念的な事業をやって、さらにこの条例に沿った活動を推進していくという目的を持って、何かしらこういったものをやりたいと。これがきっかけになりまして、さらに自治基本条例の推進が図られるということで、今回この講演会も単なる講演ということではなくて、今回の議会でも話題になりましたボランティア参加、要するに町民参加という面で、この条例非常に大きな重みがあるところなのですが、この町民参加を推進する上で、今大変ボランティア活動の中で、そのボランティアの人材確保という面で非常に苦慮されているというのが、どのボランティア団体も一番の課題だと聞いております。

それで、今回その講演に当たっては、いろいろな講演はあるのですが、今回は講師として障害者の方をお呼びいたしまして、この障害者の方がボランティアの支えで今まで生きてこられて、何とか苦難を乗り越えられたということで、これらをぜひ今後の美幌町のボランティア活動に、あるいは町民参加の一つのきっかけにしたいということで、自治推進委員会等でもみまして、神奈川県からお呼びするということと、もう一つは、同じ町民参加という面ではフォトコンテスト、要するに写真のコンテストをやって、できるだけ町の事業、町の地域の事業に、町民みずからが参加をしようとするそのきっかけをつくりたいということで、講演会だけではなくて、そういうフォトコンテストもやろうということを、この自治推進委員会等でもんできたところでございますので、御理解願いたいと思います。

それで、冒頭説明いたしましたが、２４年度当初予算では、直営でこの記念事業をやるということで、実は計上していたのですが、その後もんでいく中で、実行委員会方式ということで、今回組みかえをさせていただくというのが第１点目の補正でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　このような大事なことを説明も何も今まで受けないで、水面下で進んでいたというのは、私だけがわからなかったのかもしれないですけれども、ただこ

ういうタイトルが大きなタイトルでありますのでね、基本条例自体がやっぱり美幌町ではすばらしい条例でありますから、美幌町の法律でありますから、これもやっぱり１周年を記念して何がしかをやるということが、何がしかという言葉にはならないのかなと思いますけれども、こういうことはやっぱりきちっと皆さんに説明して、やっぱり理解を受けるべきかなと、そう思ったものですから質問させてもらいました。

中身は今聞いたように、きちっとやっぱりそういうぐあいに説明されたら、なるほどいい事業をやるのだなと。これから皆さんとともに、また基本条例を浸透させるために進めていくのだなというのを、そのための予算措置という気持ちであれば、非常にわかりやすくて、質問することもなかったのですけれども、そういうことでありましたら理解いたしました。

それでは、１９ページのほうをお願いいたします。

１９ページのほうの、この内容がよく理解できなかったのですけれども、どういう状態の火災報知器だったのか、保育園と言ったのですけれども、どこの保育園なのかもわかりませんし、どういう状態であったものが、線がどうのこうのという話をしていたのですけれども、もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。１９ページの一番下です。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　ただいまの御質問でございますけれども、これについては、美幌保育園、東陽保育園であります。

先ほど説明したとおり、２１年の４月１日に消防法の施行規則が改正になって、火災通報システム設置をしなければならないということで、今まではついてなかったのです。それで、今回設置をして、２３年度において設置をして、今までであればデジタル回線だったのですけれども、この火災通報システムについては別な回線、アナログ回線を使用しなければ通用しないということで、今回補正するものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　消防法の改正につきましては、２１年４月１日の施行によって改正されました。これに基づいて、２４年の３月３１日までに設置しなければならないということで、美幌、東陽保育園については設置してなかったので２４年３月に設置して、デジタル回線では火災通報システムが動かないので、アナログ回線で使用するということで、今回電話の回線の使用料を補正するものでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１０番宗像密琇さん。

○１０番（宗像密琇君）　質疑なので、余りこんなこと言ってなんでしょうけれども、２１年に改正して、２５年までにやればいいということであったら、今ごろ出してくるのがおかしいのであって、人命にかかわることはさっさとやらなければならない話でないの。何で今までやらなかったのか、ちょっと聞かせてよ、この際だから。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　御指摘のとおり、消防法の現地視察の中で期限が決められたということでございます。それで消防署と打ち合わせする中で、２４年３月３１日までということで設置しなければならないということで消防署のほうから連絡があったものですから、今回２４年３月に設置した結果でございます。

御指摘のとおり、もう少し消防署と連絡をとりながら早期に対応しなければならなかったなと、御指摘のとおりでございます。

今後については、十分消防署と連絡をとりながら連携して対応してまいりたいということを考えてございますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑ありませ

んか。

１１番大原昇さん。

○１１番（大原　昇君）　私の勘違いかもしれませんが、ちょっと確認のため。

２１ページ、ごみ処分場の光熱水費なのですけれども、これ当初から予算を組んでいて、稼働をしたから急に足りなくなったというようなとり方でいいのかな。それともまるきり、一緒に動いていたのですけれども、１基、２基の分と併用して３基動いたのだけれども、急に電気料が足りなくなったから予算を組んだのか、ちょっとこの辺だけ、私とり方間違ったら困りますので、説明をお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　ただいまの電気料の補正についてでございますけれども、結果から申し上げます。当初については、前年対比ということで、過去の実績から見て１割増で見てございました。それで、当初機械設備等の資料に基づいて積算をしていなかったのが実態でございます。大変申しわけございません。

それで、今回算出に当たっては、第３期の埋め立て処分場が１０月１日に供用開始することに伴って、今までの試験の結果に基づいて実際に算出してまいりました。それと１０月１日以降の電気料の算出については、当初機械設備等の資料に基づいて、フル稼働するということで今補正させていただきました。

そういうことで、当初からこの機械設備等の資料に基づいて積算してなかったことによる、今回大幅な増になってございます。

今後、こんなことのないように十分対応してまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○議長（古舘繁夫君）　１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　私は、１７ページであります。総務費の１項５目の、先ほどの自治基本条例制定のことに関してと、諸費の中の一番下と１９ページの１行についてお聞かせ願いたいと思います。

まず、１点目であります。自治基本条例制定ということで、これ私聞き違ったら困るものですから、当初は報償費等で、上に２０万円減となっていますから、そのとおりだと思うのですが、手づくりで、職員さんという意味合いですよ。やるような印象でいました。それで、説明では実行委員会がなさるものだからという意味合いは、ちょっと私の頭の中では、二通りに分かれているのですよ。実行委員会やるにしても、事業の内容がボリュームが多くなって、結果として１１万円オンなのか、単に実行委員会が仕切るから１１万円なのか、そこら辺、いま一度詳しくお教えねがえないかなと思っています。

先ほども、講演に当たっては、そういう方を呼んできたり、それにボランティアという絡みでフォトコンテストもやりたいから、事業そのものが膨らんでの１１万円オンなのか、単に実行委員会に頼んだから１１万円というふうなとらえ方すると、私自身の考え方もちょっと変わるものですから、そこら辺お聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　まず、１点目の自治基本条例の主催者といいますか、催し方でありますけれども、当初予算組んだとおり、当初予算では、町が実施するということで、報償費は研修等協力報酬ということで、講師の方をよそから呼ぶという費用がメーンでございました。２０万円を見ていたわけですけれども、今回町ではなくて、主体はどちらかというと自治推進委員会が母体になりますが、このほかにも募集いたしまして、実行委員会に入っていただいて、さらには共催という形になろうかと思いますけれども、社会福祉協議会、あるいは包括支援センターというところもこの事業に当たって参画をしていただいて、そちらの費用も少し面倒を見ていただくと。

実行委員会になったから費用が上がったと

いうことではなくて、講師も固まって、さらにはフォトコンテスト、これは当初実は考えていなかったわけでありますが、講演会だけではなくて、こういったものも住民参加の一つの手段としてやってみようと。こういう事業が膨らんだと、幅広くやるようになったというようなことから事業費が膨らんだと。ただ膨らんだわけではなくて、社会福祉協議会さんからだとか、包括支援センターさんからも一部実行委員会が支援をしていただくということで、結果的には、町の持ち出しが１１万円ふえましたけれども、これは当初予算では、神奈川県のこの人を呼ぶということまでは決まっておりませんでしたので、これは交渉によって決まったということと、コンテストの分がふえたということが主な増額の要因でありますので、御理解願いたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　１点目の延長の話ですけれども、今のこと私なりに言えば、この記念に向けて、やる内容が固まった上で、その実行するために金額が上がったというふうに解釈させていただきたい。単に自分たちが、もともと行政側でやるものが、実行委員会で、ほかのほうの経費でとられたというのでなくて、内容における変更のために上がったというふうに解釈しておきます。

そしてまた、その１項目で、ただ一つだけ、最初に聞くべきだったのですが、今回第１周年というううたい文句であります。例えば、ちょっと例えが悪いのですけれども、憲法記念日みたく、これは日ですよ。毎年、なんというのでしょうか、お祝い事というのか、やるのか、たまたま今回なのかとか、そこら辺、どういう意味内容なのか。と申しますのは、私は基本条例そのものが発布されてよかったなというふうに思っていますが、まだ成熟し切っていないものだと認識しているものですから、でき上がったという、お祝いという意味の１年はわかるのですが、これが毎年のごとくお考えなのか、今回は本当に記念すべき１年目だからやりたいという趣旨なのか、もしそこら辺、答えられるものであれば答えていただきたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君）　総務部長。

○総務部長（平井雄二君）　自治基本条例ができてから１周年、この１周年には、やはり今おっしゃったとおり、まだまだ成熟していないというのもありますし、まだまだ住民の方も内容がよく知られていないということもあろうかと思います。そこで、１年を過ぎて、やはりそこをもっともっとやっぱり知っていただくという意味からも、この１周年記念事業というのは意味があるのかなと。

そして、かつ参加という意味で、一番大事な部分なのですが、町民参加というものをどうやったら理解してもらえるかなという一つの手段としては、やはりこの１周年記念ということと、その中身で何とか住民の参加に対する理解を深めていただけるのかなと。

これを毎年ということは、今のところ事務局としては考えておりません。これが例えば１０年、２０年というのはあるかもしれませんが、今後どういった間隔でやっていくかということは、また自治推進委員会の中で議論を深めてまいりたいと思います。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　御指名ですので、お答えをさせていただきたいと思いますけれども、今担当のほうでは、１回、１周年ということでありますけれども、この自治基本条例は、町の最高規範と、憲法と言われるもので、かつ守り育てていくということですから、でき得れば、担当はちょっと消極的な発言しておりましたけれども、できれば、１年がいいのか、半年がいいのかわかりませんけれども、常に振り返った形で、この条例をやはり最高規範として位置づけているということで、やはり育てるという意味で、常日ごろから意識できるようなそういった周期に、何とかいろいろな取り組みをしていきたいなと、そういう思いでおります。

また、１年ごとにやるかどうかは、また内部で相談して、また議会の皆さんにも御相談させていただきたいと、そのように思います。

○議長（古舘繁夫君）　１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　１件目の３回目です。

ただ一つだけ、手元にデータがあればお示ししていただきたいのですが、基本条例というのは、各地でだんだんだんだん持たれている、市町村も含めて多くなっていますが、実例として、１周年記念を実行された実例があれば、後でもいいですから、ちょっと文字にして見せていただけないかという要望をして、この１件目の三つはやめておきます。

次、２件目の１回目であります。１７ページの下と１９ページのことに関係して、１７ページの一番下に書かれているのは、報償費ということで、聞き方によっては、出すほうですから報償費でいいと思うのですけれども、２名分の旅費、観光協会か商工会はちょっと忘れましたが、物産協会ですか、の旅費というふうに私はお聞きしました。１９ページは、行政側の役場職員さんの旅費と言いました。この金額の違い、同じ２名で違い。もちろん職員さんの場合、旅費規程の中で決められていると思ってはいますが、そこら辺の積算の違いが、もちろんわかってやっていると思いますので、お教え願いたいということと、そしてこの山元町ですか、美幌町にブースを出してくれ、まことにうれしい話であります。

そこで、実際このブースに何を持っていくのかということを、もし今の段階で知っているものがあれば、もちろん美幌町がお願いされて行くのですから、美幌をある意味で御紹介してくるというのですか、物を持っていくべきだろうと思っていますので、そういう観点も含めて、二つ目としてお聞かせ願いたい。

それから、三つ目であります。私はこの旅費、実は特別職の何か出てないかなと思ったのですよ。復興支援で今まで美幌町数多く、例えば職員が自主的に行かれた部分もありますし、消防職員も送っている事実はあります。これは美幌町と言ってはいけませんね。消防の場合、広域ですから。ここでやっぱり少なくてもですよ、やはりここに美幌町あり、しっかり支援に協力しているのだと言うのだったら、少なくとも副町長あたりが美幌を代表して行く、もしくは町長が時間があれば、復興に向けて美幌町、遠くの地から応援しているのだ、このぐらいのものがあって、僕はしかるべきだと思うもので、これは副町長、町長、思いがあったら、職員、御免なさい、これだけは答えられないと思いますので、三つ目としてお聞かせ願いたいと存じます。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　議員おっしゃるとおり、これは多分この管内でも職員派遣、新聞報道なんか見ると、３カ月交代だとかということで、１年というのは、多分この管内ではうちの町だけだと思います。そういった意味で、震災起きたときから息の長い支援をしたいという思いをずっとこの場でもお話しさせていただきました。それで、職員１人行っております。そして、また今報償費組んだり、あるいは職員の分見てます。ぜひ私も行きたいと、そんなふうに思っております。

ただ、補正にかかわらず、現予算の範囲の中で、副町長でなく、町長ができれば行きたい、そのように思っておりますので、これは震災を受けた地域の方々、やはり私どもの職員も行っているということを含めまして、できれば私が日程調整の上行きたいという思いあります。

以上であります。

○議長（古舘繁夫君）　総務主幹。

○総務主幹（高橋利明君）　まず、報償費のほうの金額と旅費の違いでございますけれども、報償費につきましては、まず実際行われる山元町でございますけれども、実際被災を

しておりまして、宿泊場所が実際町の中にもないということで聞いております。近隣の市町村のところで宿泊をしてくださいということで聞いておりまして、まず観光物産の報償費につきましては、実は仙台までのパック料金が千歳経由でありますので、そちらのほうの金額を使って積算させていただいております。

職員につきましては、当時仙台から山元町に行くには、まだ時間がかかるものですから、なるべく今派遣している職員のそばということで、山元町の隣の角田市までは、職員はその日のうちに入って、次の日の朝すぐ準備ができるような形で行けるように組んでおりますので、パック料金でなくて航空券の割引料金を使っておりますので、若干その差で金額に差が生じております。

何を持っていくかという部分でございますけれども、今観光物産協会のほうとちょっと協議しておりますのは、「もちもちじゃがまん」というか、ちょっと温かいものをまず、予定されているのが１１月の末なものですから、そういうものを販売したいということと、あと美幌ＪＡさんの協力をいただきまして、芋、タマネギ等提供していただけるということで、こちらのほうを持っていきまして、向こうのほうで販売いたしまして、山元町の意向もありまして、売上金につきましては、すべて山元町のほうに御寄贈していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　１２番吉住博幸さん。

○１２番（吉住博幸君）　２回目であります、の２点目。

できたら、ちょっと失礼な言い方にとらわれたら困るのですが、やはり美幌の物産として持っていくからには、その場だけではなくて、後々もしかしたら経済効果、お互いにつながるようなもの、そして美幌町だからあるもの。というのは、今おっしゃった温かいという意味合いの中でも、もちろん考えていらっしゃるとは思いますが、ぜひそこら辺も十分吟味されてやっていただきたいな。半分要望みたいな話ですけれども。

次、３点目でありますけれども、町長よくぞ言ってくださいました。ありがとうございます。ただ、今回山元町ばかりでなくて、町長みずから立派なことをやられました。職員１名、１年かけて行ってらっしゃる。できたら、その方にも元気かと声をかける場面をぜひつくっていただきたい。

○議長（古舘繁夫君）　町長。

○町長（土谷耕治君）　もちろん、職員も大変な思いしていると思います。こちらから派遣した職員。それ以上に、やはり多くの職員を失って、半分ぐらい多分震災でとうとい命を失ったということで、全国から５０名から６０名来ているということでありますから、余り出しゃばっていくのも、ほかの地域から来ている職員の皆さんのこともありますから、ただ我々の思いは、しっかりと職員にも伝えたいし、山元町の皆さんにもお伝えをしたいと思っております。

それで、持っていく物産で、経済交流のことも将来的にどうかというお話ですけれども、今回は元気づけるという意味で我々に要請あったので、経済的なことは、今回はちょっと横に置いておいて、元気づけると、そういうイベントを１年半たってできるのだと、それに我々も協力して元気づけようという思いでありますので、経済交流については、またもうちょっと後の検討でもいいのかなと思っていますので、元気づけに行ってまいりたいと、そんなふうに思っております。

○議長（古舘繁夫君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　これで質疑を終わります。

これから、議案第４９号平成２４年度美幌町一般会計補正予算（第６号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第５０号

○議長（古舘繁夫君）　日程第６　議案第５０号平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　２５ページをお開き願います。

議案第５０号平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

平成２４年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，６６４万９，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ２９億３，８５３万２，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。

３４、３５ページをお開き願いたいと思います。（「省略」という声あり）

以上御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから、質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めます。

これから、議案第５０号平成２４年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５１号

○議長（古舘繁夫君）　日程第７　議案第５１号平成２４年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（馬場博美君）　議案の３９ページをお開き願いたいと思います。

議案第５１号平成２４年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）について御説明申し上げます。

平成２４年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５７２万２，０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１４億５，６４２万５，０００円とするものでございます。

第２項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げます。（発言する者あり）

それでは、歳入歳出について全体のことで御説明申し上げます。

平成２３年度の補助金の確定に伴う精算還付金及び追加交付により基金に積み立てするものでございます。

なお、平成２４年度の基金残高については、１億１，２１４万２，０００円の見込みでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（古舘繁夫君）　これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古舘繁夫君）　質疑なしと認めま

す。

これから、議案第５１号平成２４年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古舘繁夫君）　起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（古舘繁夫君）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本日は、散会します。

午後　３時５３分　散会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員